

■ 巻頭言 ■

人権ゼロのデジタル收容所列島構想でいいのか！

憲法、人権を護れてはじめてデジタル化はゆるされる

新自由主義万歳の菅政権は、「自助」、過激な「デジタル化」ファーストを旗頭に、人権ゼロのデジタル改革関連法案を国会に提出した。デジタル国家総動員体制で、常時国民を背番号で監視する政策のオンパレード。監視塔として、デジタル庁を創設、担当相に大手IT企業と関係の深い御仁を登用した。

この政権のメニューには、健康保険証や運転免許証のマイナンバーカード化など国民監視政策が目白押しだ。さらに、IT利権とスクラムを組み、医療機関などを総動員した「マイナンバーカード使用・顔認証式オンライン資格確認システム」の導入だ。これは、全国民の生体認証データを裏口で収集する超危険な人権侵害装置だ。公道上のNシステムならぬ、「Mシステム」を医療機関などに設置するに等しい。事実上の監視カメラ網で、常時国民を監視する中国のような「デジタル監視国家化」を一気に進めようとしている。デジタル監視で「プライバシーが丸裸にされても、悪いことしていなければ怖がることはない」というかもしれない。しかし「隠すことがあるから人間なのである」。「人間である証は基本的権利（人権）がある」ということである。人権を語らずに突き進むデジタル庁は、「デジタル公安調査庁」に様変わりする

のは時間の問題だ。

マイナンバーICカードは、本来、ネット／デジタル（電子）政府サービス／マイナポータル利用の際のツールであったはずだ。ところが、肝心の電子政府は、メニューも貧弱。近年、年1兆円を超える血税を投じたが、まったく視界不良だ。実際は、リアルの各種サービス利用の際の身元確認カード（国民登録証カード／国内パスポート）に様変わり。そのうち、警察官は、ICカードリーダーを携行して街中を徘徊しだすだろう。国内パスポートのマイナンバーカードが見つからないと、お使いにも出られないデータ監視社会が待っている。デジタル收容所列島化は、もはや絵空事ではない。国家に睨まれた市民は、医療機関で裏口収集した顔認証データを、形だけの手続をとって国中の監視カメラ網に垂れ流しされるのではないか。

マイナンバーやカードの利用が際限なくエスカレートし、そして今や全国民の人権／究極のプライバシーである生体認証情報までもが国家管理のターゲットだ。普段の努力を怠ると、開かれた自由社会は、一挙にデストピア（暗黒郷）になる。人権を大事にする野党には、もっとデジタルに強くなり、政府追及の矛先を、人権を蝕むデジタル化問題に精鋭化して欲しい。「憲法、人権が護られてはじめてデジタル化はゆるされる」をモットーに、大惨事悪乗り恐怖政治、コロナ・ショック・ドクトリン政治の菅政権に、果敢に対峙して欲しい。

◆ 主な記事 ◆

- ・ 巻頭言～人権ゼロのデジタル收容所列島構想でいいのか
- ・ 菅政権の「デジタル国家総動員法、
- ・ ジェイリス／J-LISの国支配を加速
- ・ 【対論】 ネット規制と言論の自由を考える！
- ・ ジェイリス／J-LISによる危ない「顔認証情報狩、

2021年4月10日

PIJ代表 石村 耕治

石村耕治 PIJ 代表に聞く

国民の人権が護られてはじめてデジタル化はゆるされる

菅政権のデジタル改革関連法は、
人権ゼロの「デジタル国家総動員法」だ！

デジタル[公安調査]庁主導の危ない
「マイナンバーを使ったデータ収容所列島づくり計画」

— 野党は人権を護れる対案を示せ!! —

解説 石村耕治 (PIJ代表)

聞き手 中村克己 (CNNニュース編集局長)

コ ロナ禍で、多くの生活者や中小企業は「公助」「共助」ファーストでない¹と生きられない。まさに新常态 (new normal) だ。貧困者や高齢者などにやさしい行政が必要だ。ところが、パンデミック禍の最中、新自由主義の「自助」「行革」、過激な「デジタル化」の姿勢を鮮明にした、菅政権が誕生した。菅政権は、「大災害便乗型資本主義」「火事場泥棒型資本主義」「コロナ便乗型新自由主義」「コロナ・ショック・ドクトリン政治」を信奉する危ない政権である。

菅首相は、官房長官時代に、安部前首相の「桜」や「モリカケ」疑惑での不透明な姿勢を擁護し続けた。首相になってからは、国費投入の合理化を口実に、日本学術会議の人事に茶々を入れた。だが、学術会議にかかるのは年間 10 億円。アベノマスクに投じた 260 億円の血税浪費に比べると桁違い。それでも「学問の自由」を行革問題にすり替え、フェイクな言行を押し通した。コロナ禍では、Go to トラベルなど、ウイルスへの科学的な知見を無視した愚策を続けた。まさに、出口戦略なしのインパールの繰り返し、国民の支持は急降下した。おまけに、衛星放送会社の幹部である菅首相の子息の総務省幹部役人の違法接待問題まで出てきた。総務大臣、官房長官として絶大な権力をふるってきた「スガーリン」の「親コネ」の影を感じ、誘いを断り切れなかった役人連中も哀れである。ス

キャンダルの闇は深い。

行政のデジタル化ファーストの菅政権は、人権感覚が鈍く、中央集権指向で地方分権軽視、警察国家大好きだ。この国をビッグブラザー【ジョージ・オーウエルの小説『1948年』で描かれた独裁者】にしたいのだろう。公道上の N システムに似た、医療機関などへのオンライン顔認証式マイナ IC カード使用保険資格確認システムを導入・稼働させた。いわば、生体認証式の「M システム」網で国民監視を徹底する魂胆だ。デジタルデバインド (情報技術格差) に対する配慮、プライバシー権をはじめとした人権の保護は二の次だ。そして、500 人を超える定員のデジタル庁を創設、平井 IT 担当相のような大手 IT 企業と深い関係を有する御仁を切り込み隊長に登用した。IT 利権とスクラムを組んでマイナンバー (国民総背番号) を汎用した「デジタル国家総動員体制」を一気に固めようとしている。

菅政権のデジタル国家総動員体制の基本政策は、大本営の内閣官房 情報通信技術 (IT) 総合戦略室に設けられた「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ (WG)」(以下「ワーキンググループ (WG)」) が練ってきた。そして、役人主導でまとめたワーキンググループ (WG) 報告をもとに、菅政権は、今国会に、デジタル改革関連法案を提出した。あわせて自治体の個人情報保

護条例を国の基準で統一、骨抜きにする法案まで用意した。9月から新たな大本営となるデジタル〔公安調査〕庁によるマイナンバーを使ったフェイク「世界一便利で、安心・安全のデータ取容所列島づくり？」にまっしぐらである。菅政権のデジタル改革関連法案は、実質、人権ゼロの「デジタル国家総動員法」である。なぜならば、一番大事な人権保護の議論が一切ないからだ。

人権を大事にする野党には、もっとデジタルに強くなって欲しい。みずからのデジタルデバインドが問題の克服に努めてほしい。マイナンバーやカードの利用が際限なくエスカレートし、そして全国民の人権／究極のプライバシー

である生体認証情報までもが今まさに国家管理の危機にさらされている。政府追及の矛先を、リアルの問題に加え、人権を蝕むデジタル化の問題にも精鋭化して欲しい。「人権が護られてはじめてデジタル化はゆるされる」をモットーに、大惨事悪乗り恐怖政治、コロナ・ショック・ドクトリン政治の菅政権に果敢に対峙して欲しい。菅政権の超危ないデジタル監視国家づくり、実質、人権ゼロの「デジタル国家総動員法」のデジタル改革関連法案について、石村耕治 PIJ 代表に、中村克己 CNN ニュース編集局長が聞いた。

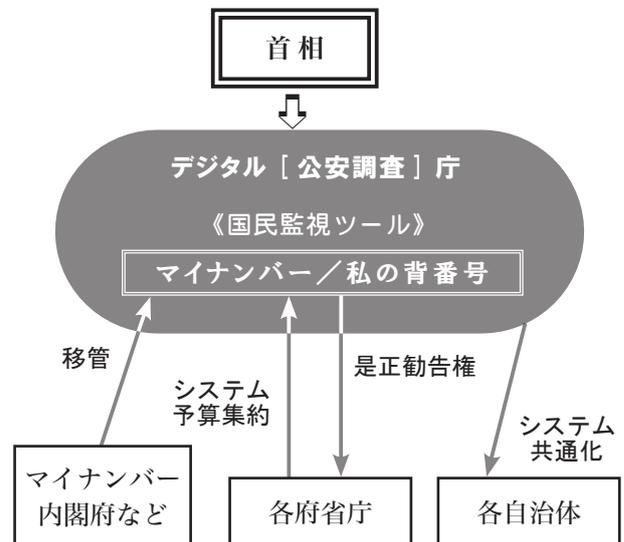
(CNNニュース編集局)

◆菅政権の「デストピア（暗黒郷）」づくり ～「デジタル国家総動員体制」とデジタル〔公安調査〕庁

(編集局) 菅政権は、コロナ禍のどさくさに便乗して、「ハイテク監視国家」、「デジタル国家総動員体制」づくりにまっしぐらです。大本営として「デジタル庁」を設置するとのことですが、その仕組みをわかりやすく教えてください。

(石村) 菅政権は、「マイナンバー（私の背番号）」を使った世界一便利で、安心・安全なデータ取容所列島づくり！に熱心です（笑）。もちろん、こんな「キャッチ」はフェイクです。しかし、菅政権は、香港やウイグルのような人権侵害を日常化する監視国家体制やミャンマーのクーデターなどには目をつぶり、表立った発言はしないわけです。米バイデン政権などとは対照的です。「デジタル国家総動員体制」を「ユートピア（理想郷）」とする中央の役人にとり、こうしたトップは、好都合でしょう。しかし、私たち国民にとっては、こんな「デストピア（暗黒郷）」はご免です。人権感覚が鈍く旧内務省／警察国家の伝統を持つ総務省で権力をふるい「スガーリン」と揶揄されてきた菅首相です。首相直轄で、国民をマイナンバー（私の背番号）とICカードを使ってデータでハイテク監視する大本営として「デジタル庁」を設けるのは彼の悲願なのでしょう。デジタル庁は、実質、いわば「デジタル〔公安調査〕庁」として、デジタル／ネット／オンライン空間で国民監視業務を包括的に遂行する組織です。いわば、「デジタル公安警察／デジタル公安調査庁」です。そし

【図表1】デジタル〔公安調査〕庁の所在



て、デジタル〔公安調査〕庁に、マイナンバー（私の背番号）に関するあらゆる権限を集約するとしています。

(編集局) 菅政権は、DX（デジタル・トランスフォーメーション）、デジタル技術で日本を刷新する「希望の星、だ」と考えている人たちも少なくないと思います。しかし、菅政権では、デジタル空間での人権問題がまったく抜け落ちていて感じますが。

(石村) 現行の憲法は、リアル（現実）空間での人権の保障を前提として制定されました。その当時、インターネットはありませんでしたから。デジタル／ネット／オンライン空間自体が存在しなかったわけです。しかし、デジタル空間での言論や電子取引がこれだけ広がってきますと、電子空間での人権、「e人権／電子人権（e human

rights)」をどう保護するかが重い課題になってきています。ある意味では、憲法の研究などがDX、デジタル全盛時代に追いつけていけずに陳腐化しているわけです。法律学の研究者は、新たな「e人権／電子人権」を検証していく必要性や自覚が欠けているともいえます。人文系研究者の間でのデジタルデバインド（情報技術格差）問題は深刻だといえます。

後ほど、試行錯誤ですが、諸外国の動きなども織り込んで「e人権／電子人権」をイメージしてみます。

いずれにしろ、こうしたe人権の議論が熟していない間隙を縫う形で、菅政権は、過激なデジタル化政策を打ち出してきたわけです。デジタル[公安調査]庁は、中国にも似た人権を語らないデジタル国家主義、ハイテク監視国家の司令塔／大本営になるのは、ある意味では当たり前ともいえます。そもそも保守政権は、「e人権／電子人権」どころか、これまでリアルの人権すら大事にしてこなかったわけですから・・・。

(編集局) デジタルデバインド（情報技術格差）問題は、実は、国会議員や市民団体などの間でも深刻で、デジタル化の波に追いついていけなくなっているわけですね。

(石村) そういうことです。これでは、人権をむしろデジタル化の流れは止められません。ですから、「人権が護れてはじめてデジタル化はゆるされる」のようなスローガンが必要になります。また、こうしたスローガンを広めるためにも、電子空間での人権、「e人権／電子人権」とは何かについて、ある程度究明しておく必要があります。

(編集局) そうしたベースがないから、役人が仕上げた人権レスのデジタル化政策や法案に手も足も出せなくなっているわけですね。石村代表は、野党議員や市民団体の「デジタル音痴常態」を解消しなければ、コロナ禍に便乗した国家緊急事態体制、戒厳令体制の恒常化、「人権レスの新たな日常（new normal／ニューノーマル）」を止められない、と警鐘を鳴らしているわけですね。

(石村) そういうことです。戦時中にも、国家総動員法で言論の自由市場を封鎖し、特高（特別高等警察）を使ってニューノーマルを国民に強制した東条何某とかいう御仁がおりました。スガーリンは、いま同じ道をたどっているような気配を感じます。人海戦術の「リアル特高」の代わりに、

マイナンバーとデータからなる「デジタル特高」を活用しようというわけです。

デジタル[公安調査]庁の集約した情報が内閣官房の内閣情報調査室を介してリアル公安警察や自衛隊情報保全隊、リアル公安調査庁などと共有／連携されるでしょう。リアル&デジタル双方にまたがった国家緊急事態体制、戒厳令体制の恒常化、「新たな日常（new normal／ニューノーマル）」がつくられ、人権が常時むしばまれるビッグブラザー体制ができあがるわけです。

デジタル監視で「プライバシーがなくなって丸裸にされても、悪いことしていないと怖がることはない。」というのかもしれませんが、しかし、「隠すことがあるから人間なのです。」「人間である証は基本的権利（人権）があるということです。」「人権を尊重するには、三権分立の民主主義が必要不可欠なわけです。」コロナ禍のさなか、どさくさに紛れ

て、まともに国民／市民の意見を広く聞くこともなくまとめあげられたコロナ便乗型の国民総背番号（マイナンバー）制を使ったデジタル強硬化の「緊急政策」など危険きわまりないわけです。



◆菅政権のデジタル国家総動員体制基本方針

(編集局) 菅政権が、2020年末に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を出しています。その中身と問題点を教えてください。

(石村) 菅政権は、2020年12月25日に、IT総合戦略本部が作成した「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」【デジタルガバメント＝ハイテク監視国家政策】を閣議決定しました。

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dgov/201225/siryoul.pdf>

【図表2】菅政権のデジタル社会実現の基本方針

● デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針の概要 < 2020年12月25日閣議決定 > ●

- ◎ デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会 ～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～
- ◎ デジタル社会形成の基本原則（①オープン・透明、②公平・倫理、③安全・安心、④継続・安定・強靱、⑤社会課題の解決、⑥迅速・柔軟、⑦包摂・多様性、⑧浸透、⑨新たな価値の創造、⑩飛躍・国際貢献）

IT 基本法の見直しの考え方

IT 基本法施行後の状況の変化・法整備の必要性

- ✓ データの多様化・大容量化が進展し、その活用が不可欠
- ✓ 新型コロナウイルス対応においてデジタル化の遅れ等が顕在化
 - ⇒ IT 基本法の全面的な見直しを行い、デジタル社会の形成に関する司令塔としてデジタル庁（仮称）を設置

どのような社会を実現するか

- ✓ 国民の幸福な生活の実現：「人に優しいデジタル化」のため徹底した国民目線でユーザーの体験価値を創設
- ✓ 「誰一人取り残さない」デジタル社会の実現：アクセシビリティの確保、格差の是正、国民への丁寧な説明
- ✓ 国際競争力の強化、持続的・健全な経済発展：民間のDX推進、多様なサービス・事業・就業機会の創設、規制の見直し

デジタル社会の形成に向けた取組事項

- ✓ ネットワークの整備・維持・充実、データ流通環境の整備
- ✓ 行政や公共分野におけるサービスの質の向上
- ✓ 人材の育成、教育・学習の振興
- ✓ 安心して参加できるデジタル社会の形成

役割分担

- ✓ 民間が主導的役割を担い、官はそのための環境整備を図る
- ✓ 国と地方が連携し情報システムの共同化・集約等を推進

国際的な協調と貢献、重点計画の策定

- ✓ デジタル流通に係る国際的なルール形成への主体的な参画、貢献
- ✓ デジタル社会形成のため、政府が「重点計画」を作成・公表

デジタル庁（仮称）設置の考え方

基本的考え方

- ✓ 強力な総合調整機能（勧告権等）を有する組織
- ✓ 基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備

デジタル庁（仮称）の業務

- ✓ 国の情報システム：基本的な方針を策定。予算を一括計上することで、統括・監理。重要なシステムは自ら整備・運用
- ✓ 地方共通のデジタル基盤：全国規模のクラウド移行に向けた標準化・共通化に関する企画と総合調整
- ✓ マイナンバー：マイナンバー制度全般の企画立案一元化、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）を国と地方が共同で管理
- ✓ 民間・準公共部門のデジタル支援：重要計画で具体化、準公共部門の情報システム整備を統括・監理
- ✓ データの利活用：ID 制度等の企画立案、ベース・レジストリ整備
- ✓ サイバーセキュリティの実現：専門チームの設置、システム監査
- ✓ デジタル人材の確保：国家公務員総合職試験にデジタル区分（仮称）の創設を検討要請

デジタル庁（仮称）の組織

- ✓ 内閣直属。組織の長を内閣総理大臣とし、大臣、副大臣、大臣政務官、特別職のデジタル監（仮称）、デジタル審議官（仮称）他を置く
- ✓ 各省の定員振替・新規増、非常勤採用により発足時は500人程度
- ✓ CTO（最高技術責任者）やCDO（最高データ責任者）等を置き、官民間わず適材適所の人材配置
- ✓ 地方公共団体職員との対話の場「共創プラットフォーム」を設置
- ✓ 令和3年9月1日にデジタル庁（仮称）を発足

● 【2020年改訂版】デジタル・ガバメント実行計画の概要 < 2020年12月21日 > ●

- ◎ デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会 ～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～
- ◎ デジタル庁設置を見据えた「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を踏まえ国・地方デジタル化指針を盛り込む等デジタル・ガバメントの取組を加速

サービスデザイン・業務改革（BPR）の徹底

- ✓利用者のニーズから出発する、エンドツーエンドで考える時のサービス設計 12 箇条に基づく「すぐ使えて」、「簡単」で、「便利」な行政サービス
- ✓利用者にとって、行政のあらゆるサービスが最初から最後までデジタルで完結される行政サービスの 100% デジタル化の実現
- ✓業務改革（BPR）を徹底し、利用者の違いや現場業務の詳細まで把握・分析

国・地方デジタル化指針

「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ報告（工程表含む）」に基づき推進

- ✓国・地方の情報システムの共通基盤となる「(仮称) Gove-Cloud」の仕組みの整備
- ✓ワンス・オンリー実現のための社会保障・税・災害の 3 分野以外における情報連携やプッシュ通知の検討、情報連携に係るアーキテクチャの抜本の見直し
- ✓国・地方のネットワーク構造の抜本の見直し（高速・安価・大容量に）
- ✓自治体の業務システムの標準化・共通化「(仮称) Gove-Cloud」活躍
- ✓強力な司令塔となるデジタル庁設置、J-LIS を国・地方が共同で管理する法人へ転換
- ✓公金受取口座を登録する仕組み、預貯金付番を円滑に進める仕組みの創設
- ✓マイナンバーカード機能をスマートフォンに搭載、電子証明書の暗証番号の再設定等を郵便局においても可能に、未取得者への二次元コード付きカード交付申請書の送付、各種カードとの一体化（運転免許証、在留カード、各種の国家資格等）
- ✓マイナポータル の UX・UI 改善（全自治体接続等）、情報ハブ機能の強化
- ✓個人情報保護法制の見直し（法律等の一元化、民間事業者等の負担軽減）
- ✓戸籍における読み仮名の法制化（カードへのローマ字表記、システム処理の迅速化）

デジタル・ガバメント実現のための基盤の整備（上記指針以外）

- ✓政府全体で共通利用するシステム、基盤、機能等（デジタルインフラ）の整備
- ✓クラウドサービスの利用の検討の徹底、セキュリティ評価制度（ISMAPP）の推進
- ✓情報セキュリティ対策の徹底・個人情報の保護、業務継続性の確保
- ✓新たなデータ戦略に基づき、ベースレジストリ（法人、土地等に関する基本データ）の整備、プラットフォームとしての行政の構築、行政保有データのオープン化の強化等を推進

一元的なプロジェクト管理の強化等

- ✓デジタル庁の設置も見据え、全ての政府情報システムについて、予算要求前から執行までの各段階における一元的なプロジェクト管理を強化
- ✓政府情報システムの効率化、高度化等のため、情報システム開発予算の一括計上の対象範囲を拡大（全システム開発予算のデジタル庁一括計上を検討）
- ✓機動的・効率的・効果的なシステム整備のため、契約締結前に複数事業者と提案内容について技術的対話を可能とする新たな調達・契約方法の試行
- ✓政府情報システムの運用等経費、整備経費のうちシステム改修に係る経費を令和 7 年度までに 3 割削減を目指す（令和 2 年度比）
- ✓外部の高度専門人材活用の仕組み、公務員試験による IT 人材採用の仕組みを早期に導入

行政手続のデジタル化、ワンストップサービス推進等

- ✓書面・押印・対面の見直しに伴い、行政手続きのオンライン化を推進
- ✓登記事項証明書（情報連携開始済）、戸籍（令和 5 年度以降）等について、行政機関間の情報連携により、順次、各手続きにおける添付書類の省略を実現
- ✓子育て、介護、引越し、死亡・相続、企業が行う従業員の社会保険・税及び法人設立に関する手続きについてワンストップサービスを推進
- ✓法人デジタルプラットフォームの機能拡充による法人等の手続の利便性向上

デジタルデバイド対策・広報等の実施

- ✓身近なところで相談を受けるデジタル活用支援員の仕組みを本格的に実施
- ✓SNS・動画等による分かりやすい広報・国民参加型イベントの実施

地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進

- ✓自治体の業務システムの標準化・共通化を加速（国が財源面を含め支援）
- ✓マイナポータルの活用等により地方公共団体の行政手続（条例・規則に基づく行政手続を含む）のオンライン化を推進
- ✓「自治体 DX 推進計画」に基づき自治体の取組を支援
- ✓クラウドサービスの利用、AI・RPA 等による業務効率化を推進
- ✓「地域情報化アドバイザー」の活用等によるデジタル人材の確保・育成

この基本方針を読んでも、プライバシーや人権の保護という言葉は一言も出てこないのです。

菅政権は、コロナ禍に便乗し、デジタル国家総動員体制、ハイテク監視国家づくりで、デジタル化推進に国民・納税者の権利が邪魔なら法律で排除すればよい、の手法を取っています。権利を潰すために法律を使うのは当り前の姿勢です。まさに、「悪法も法なり」の感性で「法の支配 (rule of law)」を強調する中国が香港に取る手法と同じです。



◆デジタル改革関連法案リスト

(編集局) 菅政権が、今国会に提出したデジタル改革関連法案は、実質、人権ゼロの「デジタル国家総動員法」だとのこと。どのような法案が出ているのか教えてください。

(石村) 現時点で、今国会にビッグブラザー【ジョージ・オーウエルの小説『1948年』で描かれた独裁者】体制づくりに提出したデジタル改革関連法案は、【図表3】のとおりです。

◆みえてきた菅政権のデータ収容所列島化構想

(編集局) すでに指摘されたように、リアルの人権問題に強い野党も、デジタルについては概して勉強不足な感じをうけます。デジタル改革関連法案が、大きな修正もなく、このまま通過する可能性が高いですね。そうすると、どんな社会になるのでしょうか？

(石村) すでにふれましたが、デジタル庁は、政府のデジタル化政策実施の司令塔／大本営です。まず、マイナンバー関連システムや電子証明など「社会のデジタル化の基盤」となるシステムを関係省庁から移管を受けます。そのうえで、マイナンバーに関する総合的・基本的な政策の企画立案や、マイナンバー制度の利用や情報提供ネットワークシステムの設置・管理などを一括して担当します。予算・人員を集積し、トップダウンでシステムの再構築をする権限が付与されてい

【図表3】 デジタル改革関連法案一覧

- ① デジタル社会形成基本法案 (内閣官房)
- ② デジタル庁設置法案 (内閣官房)
- ③ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案 (内閣官房・内閣府本府・総務・法務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通省)
- ④ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案 (内閣府本府・金融庁・財務省)
- ⑤ 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案 (内閣府本府・金融庁・財務・厚生労働・農林水産・経済産業省)
- ⑥ 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案 (総務省・内閣官房)

【法案がアップされている政府サイト】

①②③は内閣官房のサイト

<https://www.cas.go.jp/jp/houan/204.html>

④⑤は内閣府のサイト

<https://www.cao.go.jp/houan/204/index.html>

⑥は参議院のサイト

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/204/pdf/t0802040312040.pdf>

ます。

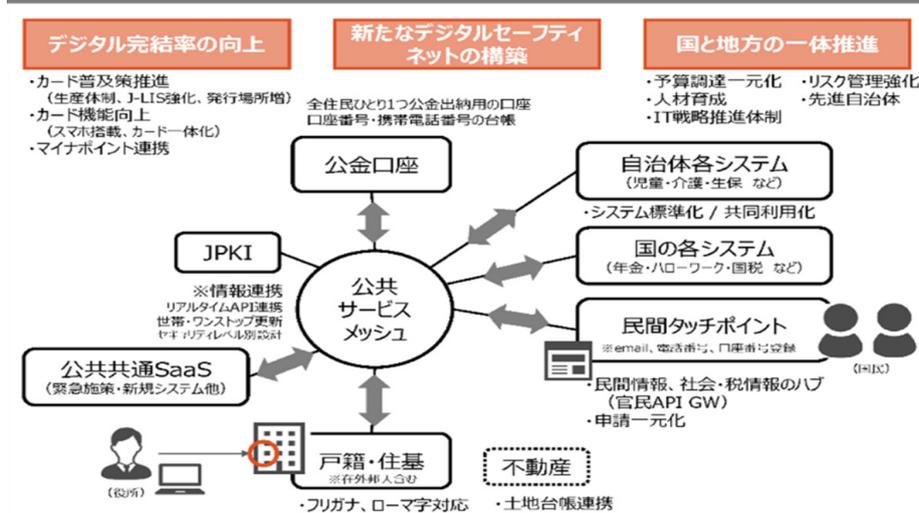
加えて、デジタル庁は、クラウドサービス「Gov-Cloud」(仮称)の整備を担当します。政府分野のみならず、準公共分野(医療、教育、防災等)や地方自治体、独立行政法人の情報システムや業務システムを標準化・共通化により「ガバメントネットワーク」の整備を行います。

このようにして、2025年までに、官民でデータをシームレスで共有化するため庁内連携・団体間連携・民間との対外接続に対応する「公共サービスメッシュ」という情報連携基盤をつくり、機能させるとのことです。このプランは、実質的に、国の役人主導の「マイナンバー(マイナンバー)入れ墨大作戦」、国定マスターキー(マイナンバー)による国民監視大作戦、です。

中央の役人が描いた作戦図を一覧にすると、次頁【図表4】のとおりです。

国民のプライバシー権、人権をどう護るのかについてはまったく言及のない、国定マスターキーである12桁のマイナンバー「管理・監視一辺倒」の作戦図です。

【図表4】菅政権の「**国定マスターキーによる国民監視大作戦、**
国と地方の真のデジタル化に向けて目指すべき姿（2025年）



※【出典】ワーキンググループ (WG) 報告 有識者提出資料

◆「インターネットで住民サービスを受ける権利」の保障

(編集局) これまでも、e-Japan 構想、住基ネット等々、役人がさまざま国民監視計画をたててきました。しかし、うまくいきませんでした。今回のデジタル改革も、利便性とかでカモフラージュしていますが国民監視策がてんこ盛りになっています。しかし、先行きは不透明です。何が問題なのでしょうか？

(石村) 最大の問題は、中央の役人が大好きな「トップダウン方式」にあると思います。言い換えると、自治体からの「ボトムアップ」方式になっていないことにあります。つまり、住民のニーズに耳を貸さない姿勢を貫いていることです。彼らは、自分らの独断と偏見で「番番号 (マイナンバー) 入れ墨大作戦、国定マスターキー (マイナンバー) による国民監視大作戦、の青写真を描いていることにあると思います。

行政事務の多くは、法定受託事務か自治事務かの違いはあるものの、自治体が担っているわけです。菅政権は急進的なデジタル化政策を打ち出しました。しかし、「デジタルインフラが自治体や住民の共有資源 (commons) になっていないこと」が最大の問題なわけです。この点が解決できないと、必ず失敗します。つまり、デジタル改革を進めるには、第一に、国民全員に「インターネットで住民サービスを受ける基本的な権利 (Basic Right to access the internet)」、「ネットワークの公平性 (network equality)」、「テクノロジー



権 (Right to Tech)」、「電子人権 (e Human Rights)」を保障しなければなりません。

中央の役人は、自治体にはっぱをかけるけど、真剣に国民・住民の「インターネットで住民サービスを受ける権利」の保障に取り組んでこなかったわけです。自治体も、住民の目に見えるリアルなハコモノづくりには熱心です。しかし、住民のネット環境整備にカネを投じることには消極的だったわけです。高齢化する自治体住民のデジタルデバインド (情報技術格差/Digital Divide) を放置してきたわけです。

言い方を換えますと、国や自治体には、「テック・ジャスティス (Tech Justice)」確保ファーストの考え方が浸透していないわけです。

◆貧弱なデジタル行政サービスメニュー

(編集局) たしかに、国の役人は、「ネットインフラ、ハコモノ」、電子政府ポータルサイト (マイナポータル)、デジタルプラットフォームづくりには、熱心です。しかし、本当に住民の毎日の生活に直結するメニューはほとんどないわけです。10万円の定額給付金でも迷走しましたしね。

(石村) そうですね。「電子政府、デジタル化といっても、ハコモノをつくるだけで、電子/デジタル行政サービスメニュー、コンテンツが貧弱で、利便性を感じられない」のですね。「こんなメニューだから、客が入らない」わけです (【図表5】)。

それに、中央の役人は、まっとうな道を歩まずに、脇道に逸れるようなメニューを考えてきます。マイナポイントが適例です。本来民間に任せとけばいいことにまで手を出すわけです。政治は、こうした企画にストップをかけ、「正道を行け」

【図表5】マイナポータルのメインメニュー

情報提供等記録表示 (やりとり履歴)
情報提供ネットワークシステムを通じた住民の情報のやり取りの記録を確認できる
自己情報表示 (あなたの情報)
行政機関などが持っている自分の特定個人情報が確認できる
お知らせ
行政機関などから個人に合ったきめ細やかなお知らせを確認できる
民間送達サービスとの連携
行政機関や民間企業等からのお知らせなどを民間の送達サービスを活用して受け取ることができる
子育てワンストップサービス
地方公共団体の子育てに関するサービスの検索やオンライン申請ができる
公金決済サービス
マイナポータルのお知らせを使い、ネットバンキング (ペイジー) やクレジットカードでの公金決済ができる
もっとつながる (外部サイト連携)
外部サイトを登録することで、マイナポータルから外部サイトのログインが可能になります

と論ず力量もないわけです。中央の役人の血税のムダ遣いを止められないわけです。

育児支援や介護保険、罹災証明書の発行などで電子申請ができるようにするとかいっています。しかし、何をいまさらです。住基ネットの時代から、血税をジャブジャブ使ってきたわりには、メニューの中身には大きな進歩はないわけです。

◆ 「インターネットで住民サービスを受ける権利」の保障

(編集局) 石村代表は、「デジタルインフラが自治体や住民の共有資源になっていない」と指摘されました。具体的には、どういうことでしょうか？

(石村) 簡単にいえば、わが国では、デジタル政府、デジタル自治体ネットワークに老若男女・健常者／障害者を含め、誰でも自由にアクセスできる環境を行政がどう確立するかの展望がない、ということです。リアル空間では、道路や交通手段がないと市役所、区役所、町や村役場にたどりつけません。高齢者などにはバス代を無料にしたりしています。同じように、ネット／デジタル／オ

ンライン空間でも、インターネット・Wi-Fi、パソコン、スマートフォン・タブレット端末、プリンター、Wi-Fi代・電話代無料などの電子政府サービスを受ける住民の側のインフラ整備ができていないと、デジタル化が絵に描いた餅になります。住民にとっては、こうした投資はかなりの負担です。自宅にWi-Fi／ブロードバンドを入れるにしても、かなりの負担です。入れたあとの電話代も高いわけです。Wi-Fiは、子どもがオンライン授業を受けるにしても必須です。小中学生にモバイル端末を配るだけで、自宅にWi-Fi環境がないと、宿題もできないわけです。

しかし、所得格差やIT技術格差があります。国または自治体は、第一に、この面で住民を全面支援しないとイケないわけです。

ですから、欧米では、政府や自治体が、電子政府の成功には、デジタルインフラの共有資源化、



「テック・ジャスティス (Tech Justice)」(デジタル面での正義) が、カギであるとされています。マイナンバーICカードを全員に持たせれば、電子政府のインフラが出来上がったなどとおバカな考えでは、デジタル政府・デジタル自治体は必ず失敗するわけです。

ちなみに、国民全員に「インターネットを利用する基本的な権利 (Basic Right to access the internet)」の呼び名はさまざまです。「ネットワークの公平性 (network equality)」、「テクノロジー権 (Right to Tech)」、「電子人権 (e Human Rights)」など。いずれにしても、この権利の内容は、一覧にすると、おおむね次のようになります。

【図表6】「インターネットを利用する基本的な権利」の保障

市民は、国や自治体がインターネットを使って提供するデジタルサービスを、人種、民族、信条、所得、性別、年齢、健常者か障害者かおよび情報技術格差などの要因で差別されることなく、公平に受けられる権利を有する。したがって、国や自治体は、「ネットワークの公平性 (network equality)」を確保すべく不合理な差別を解消し、人権を保障したうえで市民に対してユニバーサルサービスを提供する義務を負う。

◆人権あつてのデジタル化

(編集局) 国の役人が血税をジャブジャブ使って一連のデジタル改革関連法案を仕上げた国会に出してくるわけです。大方の国会議員は、デジタルに弱くって、役人がつくった何本もの法案の「激流」を押しとどめる力量がないわけです。これは、市民団体その他の人権団体も同じです。あきらめにも聞こえる「マイナンバーは要らない」の遠吠えに終始しています。こうした流れを変えるにはどうしたらよいのでしょうか？

(石村) たしかに市民団体が、デジタル問題に弱くって、リアルの問題にして対応できないと、ガラパゴス化してしまいますね。PIJ も行く末は不安です(笑)。それから、大学も問われています。時代の流れということで、新しい物好きの大学は、情報系、政策系の学部をつくっています。ところが、教員は、元役人も少なくありません。人材不足なのかもしれません。本来、政策学部とかは、役所が独占してきた政策を、客観的に検証しようということで作られているわけです。ところが、元役人が研究者に転身するのでは、同じ穴のむじなになってしまいます。総務省系の地方の公立大学は、役人が人材源になっているところも少なくありません。それに、役所も、大学の研究者を取り込むのに必死です。「産官学」協同とか、ネーミングは悪くないのですが……。もっといけないのは、役所の立ち上げた委員会の委員とかになると、偉くなったと勘違いする研究者も少なくないことです。それなりの憲法学者が総務省のエージェントになって、役所寄りの発言を繰り返しています。これをみたりすると、真に学問の自由の軌道を維持するのは難しいなあ〜、と感じてしま

います。

いずれにしろ、行政のデジタル化を進めるのであれば、国や自治体は、市民に対して「インターネットを利用する基本的な権利」の保障する必要があります。また、わが国は、現行憲法のもと、人権大国として存続して行く必要があります。中国型のデジタル監視国家体制はゆるされません。したがって、「国民の人権が護られてはじめてデジタル化はゆるされる」ということが国是になります。

横浜市やさいたま市、会津若松市など多くの自治体が、スマートシティ構想を採り入れた都市計画を公表してきています。しかし、顔認証技術

など住民のプライバシー／人権を常時侵害する仕組みがたくさん織り込まれています。こうした構想の是非は、「住民の人権が護られてはじめてデジタル化はゆるされる」のルールに基づいて、慎重に判断される必要があります。



◆デジタルに弱いわが国の人権擁護勢力

(編集局) 財務官僚出身の古川元久議員(現在、国民民主党所属)らは、「マイナンバー制度導入の父」とも呼ばれます。この制度は、発足時に説明していたのとは似つかない巨大な国民監視システムを繋ぐツールに大化けしています。今後、ど

コラム 「息子は別人格」で逃げ切れない問題もある

菅政権の監視国家づくりは放送行政の面でも急速に進む。20年2月26日に、政府は、放送法改正案を閣議決定した。「NHK受信料を月額で1割を超える、思い切った引下げにつなげていく」ための改正だとか。ところが、法改正後、NHKは、正当な理由なしに契約に応じず受信料を支払っていない世帯から割増金も徴収できるようになる。事実上、受信料は税金と同じ強制徴収金になる。NHKはますます国営の性格を強め、課税庁並みの国民監視機関になる。NHKの映らないTVが裁判所で争われた。2020年6月末、東京地裁は「受信契約締結の義

務は存在しない」とした。ところが、東京高裁は、21年2月24日、地裁の判決を覆した。NHKが映らなくとも、TVが受信設備である以上契約義務があるとし、行政追従の判決をくださった。このように、司法も、「放送行政」には一目置く。「親コネ」がうごめく放送行政の闇に深くメスを入れることなく、庶民に受信料支払を強いる菅政権の姿勢には大きな疑問符がついている。「息子は別人格」で逃げ切れる問題ではない。放送行政の「治外法権化」の広がり、不幸な歴史の繰り返しにつながりかねない。誰も「親コネ、政治、スガールン、政治を望んでいない。

のようになっていくのでしょうか？

(石村) 古川氏らから、聞いてみたいですね。たしかに、共通番号制は、データ監視国家、監視社会にツールとして大化けしています。わが国には、民主国家として誇れるような憲法があります。にもかかわらず、今や、憲法でもコントロールできない超法規的な存在です。立法府は、行政府のおんぶに抱っこ状態です。行政が法律の原案（閣法）をつくり、議員は独自ではまともに法律もつukれない存在です。このことが、背番号制度を立法府がコントロールできない大きな原因の1つでしょう。また、司法府／裁判所も、概して行政寄りの判断をくだす姿勢が強く、表面からこの問題に取り組もうともしないことも一因でしょう。「デジタル[公安調査]庁によるマイナンバーを使った世界一便利で、安心・安全なデータ取容所列島づくり？」のフェイクに正面から取り組もうとする新聞やTV(マスメディア)もほとんどありません。かつては朝日新聞や毎日新聞が正論を説いていました。しかし、いまやマスメディア全体が、白旗をあげ、背番号制度にはいまや沈黙状態です。むしろ、政府のデータ取容所列島化構想を持ち上げ、



イケイケドンドンの応援歌を歌うようになってきています。次のような日経の匿名社説が適例です。「行政デジタル化の一環として菅政権は預貯金口座にマイナンバーをひもづける狙いを給付金支給や相続手続き簡素化に限る方針だが、資産把握に広げる必要性は高まっている。」

(日経新聞 21年2月18日社説)と。

マイナンバーは、本来、利便性の高い電子政府サービス提供のツールであったはずですが。ところが、庶民が想定外とする金融プライバシーの監視強化に転用するように応援歌を歌うわけです。こうしたマスメディアの姿勢には大きな疑問符がつきます。

(編集局) 21年2月17日に、立憲民主党の長妻昭副代表が、日本年金機構から業者を通じてマイナンバーなどの個人情報が中国に流出した可能性を指摘しました。人権尊重派の議員の活躍として

評価できるのではないのでしょうか？

(石村) 一定の評価はできます。ただ、現実には、所得税の源泉課税などを通じて、国中の民間事業者にも、マイナンバー付きの個人情報(特定個人情報)は垂れ流しになっているわけです。そうした民間事業者のなかには事業が破綻し、従業員や取引先が提出した番号付きの特定個人情報がどこにいったのかわからなくなっているケースがたくさんあります。とりわけコロナ禍で、マイナンバー付き個人情報は国中いたるところで垂れ流しになっていると思います。実は、こうしたケースの方が深刻なのではないか、と思います。人権に強い野党であっても、こうした問題をほとんど深刻には受け止めていないわけです。もっとも、マイナンバー制度は、長妻議員が所属する政党の先祖が導入したわけです。過去を償い、大化けして出てこないように、しっかりと供養して欲しいところです。

このような背番号漏れリアルの場合に関し、もぐらたたきのような指摘では、どうにもなりません。コロナ・ショック・ドクトリン政治の菅政権のデジタル[公安調査]庁主導のマイナンバーを使った取容所列島づくりの激流にストップをかけるのは至難です。

野党議員が、首相の長男からの接待で総務省役人の倫理違反を問うています。こうしたリアルの問題になると、議員連中はがぜん元気になるのですが……。今のレベルの野党議員のデジタルの知識では、デジタル政策での役人の独断場に参加して対等に渡り合うのは至難です。政治家のデジタルデバインド(情報技術格差)問題をどう解決するかが目下の最大の課題の一つといえます。

人権を語らず、背番号入れ墨大作戦、で行軍する役人主導のデジタル国家総動員体制、ハイテク監視国家づくりは、ますますひどくなり、いつしか中国のレベルを超えるかもしれません。しかし、全国民の植物人間化、は、わが国の憲法のもとでは、ゆるされません。



カナダは個人番号が国民背番号にならないように法律でストップかけた

カナダは、社会保険番号（SIN=Social Insurance Number）の利用が、エスカレートし、事実上の国民背場号（de fact National Identification Number）になり、人権に対するインパクトが大きくなり社会問題化していった。そこで、2004年に連邦議会は、個人

情報保護・電子資料法（Personal Information Protection and Electronic Documents Act）を制定し、SINの利用を納税や社会保障などの分野に限定した。これにより、SINは、部外秘の個人情報とみなされ、かつ普遍的なID番号としての利用は禁止された。（CNNニュース82号参照）

市民団体も、本来は、自分らで「My 国党（マイナンバーから国民護る党：仮称）」のようなシングルイシューの政治団体を立ち上げて、国民運動を展開できればよいのですが、残念ながらその力量はありません。国の役人主導の「背番号入れ墨大作戦」、¹「国定マスターキーによる国民監視大作戦」に打ち勝つのは容易ではありません。しかし、現在の政府の方針は、この国のあり方を大きく変えることにもつながりかねません。負の遺産にならないように、「国民の人権が護られてはじめてデジタル化はゆるされる」という考え方を前面に打ち出し、国民の力を結集しなければなりません。

【資料】

Haochen Sun, ²“The Fundamental Right to Technology,” 48 Hofstra L.Rev.445 (2019)
Martha F. Davis, ³“Get Smart Human Rights and Urban Intelligence,” 47 Fordham Urb. L.J. 971 (2020)

John Wagner Givens & Debra Lam, ⁴“Smarter Cities or Bigger Brother? How the Race for Smart Cities Could Determine the Future of China Democracy and Privacy,” 47 Fordham Urb. L.J. 829 (2020)

最新のプライバシーニュース

菅政権、デジタル国家総動員体制づくりで、ジェイリス／J-LISの国支配を加速 地方自治、多様性を死滅させるICカードにこだわるデジタル化

（CNNニュース編集局）

◎菅政権、デジタル国家総動員体制づくりで、ジェイリス／J-LISの国支配を加速

マイナンバーカードを発行しているのは、「地方公共団体情報システム機構（ジェイリス／J-LIS）」である。各自治体は、対面でカード申請を受け、交付するだけである。ジェイリス／J-LISは、地方団体共同のシステムであり、国が管理する組織体ではない。これを理由に、総務省は、住基ネットやマイナンバーは「国民総背番号制ではない」と説明してきた。

ところが、菅政権は、ジェイリス／J-LISを国と地方の共管の組織体、事実上は国支配、に変えるとしている。内閣官房・情報通信技術（IT）総合戦略室のワーキンググループ（WG）報告や今般のデジタル改革関連法案では、ジェイリス／J-LISを国支配の組織体にする提案を盛り込んだ。

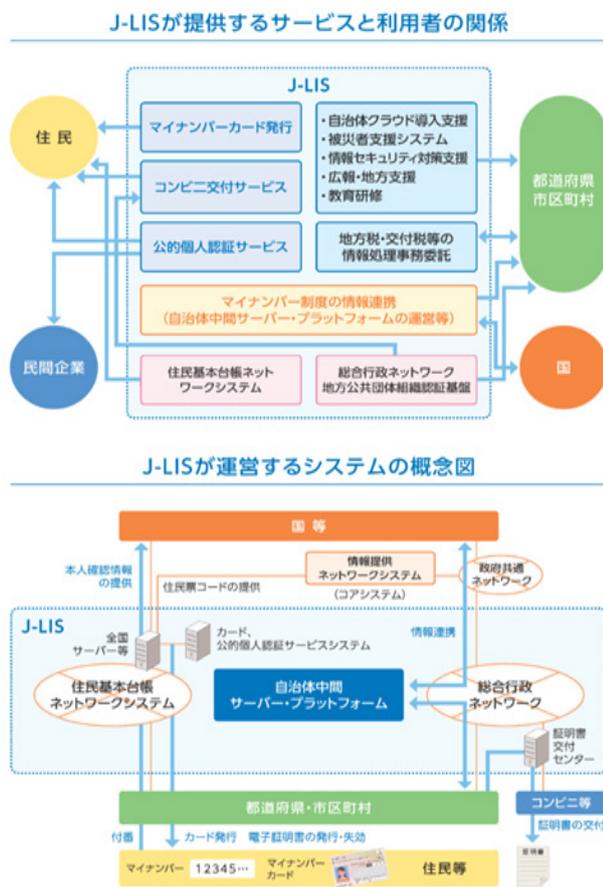
この改正が通れば、国（総務省・デジタル庁）が、ジェイリス／J-LISの目標設定や計画を認可することになる。また、改善措置命令に違反するとジェイリスの理事長を解任できる。事実上、国管理下の組織体に変容する。ジェイリス／J-LISを完全な子分にして、総務省は、親分としてデジタル国家総動員体制づくりを国主導ですすめようとしている。⁵「地方自治など●●くらえ」の態度だ。

ジェイリス／J-LISは、マイナンバーカードの交付事務をやっているだけでない。住基ネットの全国センターやマイナンバーの生成、公的個人認証（電子証明書）、そして情報連携用の全住民の最新の住民データを保管する中間サーバプラットフォーム／マイナポータルを設置するなど、全国の住民情報を一手に管理している。

この組織体が、国の子分になれば、デジタル〔公安調査〕庁の新設も相まって、常時人権侵害

が危惧される。国と自治体間を結ぶ情報照会の効率化を旗印に、人権侵害当りにデジタルプラットフォームプランが次々と出てくるであろう。そして、内閣調査室や公安調査庁など各種公安機関との情報連携や警察の捜査関係事項照会などのデジタル化がはじまるのではないか。「悪法も法なり」、「悪いことをしていなければ怖がることはない」のデジタル国家総動員体制で、人権侵害は当り前、になることが懸念される。にもかかわらず、デジタルに弱い野党には、対案を用意し、スガールン政権、のデータ取容所列島化づくりの危ない法案に対峙するのは期待薄である。

現在のジェイリス／J-LISの仕組み
【引用：J-LIS案内パンフ（2頁）】



今回のデジタル改革関連法が通れば、ジェイリス／J-LISの国支配は加速する。親分の総務省に牛耳られた子分のジェイリス／J-LISは、国民のプライバシーを、ますます澄んだ空気にもろ過する組織に大きく変身する。

◎オンライン本人確認で電子証明書（PKI）方式以外は違法か？

東京都渋谷区は、2020年4月から、スマホ

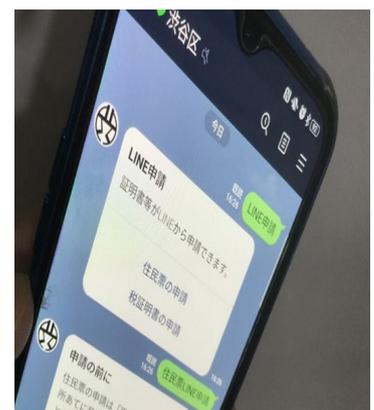
などで、住民がLINEアプリを使って住民票などの写しの交付を請求できるサービスを実施している。このサービスでは、マイナンバーカードは不要だ。代わりに、本人確認に「eKYC (electronic Know Your Customer)」という精度の高いAI顔認証方法を採用している。

ところが、総務省は、渋谷区がサービスを開始した直後の2020年4月3日に、待ったをかけた。都道府県などに対する「技術的助言」として、事実上、LINEで住民票を請求するサービスを採用するなど、釘を刺す通知を出した。https://www.soumu.go.jp/main_content/000681028.pdf マイナンバーカードに搭載した電子署名や電子証明書（PKI）を使ったオンライン申請以外は「適切ではない」という内容だ。当時の高市早苗総務大臣も、記者会見で渋谷区方式に対して「セキュリティ、法律の観点から問題がある」と述べた。この通知により、国に「右へ倣え、の他のひ弱な自治体は、同じようなサービスを事実上導入できなくなった。もっとも、渋谷区は、同じ4月3日に、「合法」との反論をし、現在も継続してこのサービスを使えるようにしている。<https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kusei/koho/hodo/message020403.html>

2020年9月10日に、このサービスを提供しているベンチャー企業のBot Express（東京都港区）が総務省を相手取って裁判に踏み切った。渋谷区は、今回の訴訟には加わっていない。LINEで住民票などを請求できるサービスは適法な仕組みだ、というのが理由だ。

報道によると、渋谷区（人口約23万人）は、サービス開始から同年9月までの約半年間に住民票だけで373件の利用があったという。本庁だけでも毎月2,000件前後の窓口での請求や毎月1,000件前後の郵送による請求があるという。こうした実績に比べると、NINE申請の需要は今一つである。

渋谷区が導入した方式では、利用者がLINE上で「渋谷区LINE公式アカウント」とやり取りすることで申請できる。スマホなどで撮影した利用者本人の顔写真と、運転免許証やパスポート、マイナンバーカードと



いった顔写真入りの身分証明書を撮影して、それぞれ送信する。区は、AI（人工知能）を使った顔認証の自動判定と、職員による目視の照合によって本人確認をする。利用者は、スマホ決済サービスの「LINE Pay」で手数料を支払う。住民票などの写しは、後日住民票に記載された住所に郵送されてくる。

LINEで住民票を請求できるサービスは、2019年3月に千葉県市川市が実証実験を始めた。市川市では、現在もこのサービスを継続している。市川市のサービスはLINEが提供している。しかし、本人の顔写真と顔写真入りの身分証明書とを照合しない仕組みだ。

Bot Expressによると、LINE社は2019年6月に事業提案のイベントで、当時の平井卓也IT担当大臣に市川市のサービスの仕組みについて説明をしたという。平井大臣は「このまま進めて構わない」と述べた、という。

Bot Expressは、市川市方式を進化させ、新たに本人の顔写真と顔写真入りの身分証明書とを照合する仕組みを導入した。この仕組みは、銀行が非対面で預貯金口座を開設する契約で使う「eKYC」と呼ばれる仕組みと同じだ。eKYCは、「本人確認の書類」と「本人の容貌」の画像で本人確認する方法を採用し、犯罪収益移転防止法（犯収法）に適合している。

犯収法は、総務省も参加して法制を維持している。犯収法ではeKYCでの本人確認を法認する。ところが、自治体業務ではeKYCでの本人確認を認めないとする。まさに自己矛盾である。

なお、この件では、国会議員が内閣に出した「地方自治体におけるLINEによる住民票の写し等の交付に関する質問主意書」（2020年10月30日）および菅総理大臣名で出された「答弁書」（2020年11月13日）が、参考になる。http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a203006.htm

◎オンライン本人確認での顔認証情報利用の危うさ

LINEによる住民票の写し等の交付の件で、むしろ、もっと重要な論点は、顔認証情報のような生体認証情報の収集・利用を野放しにしておいてよいのかどうかである。渋谷区は、グローバルスタンダードに基づいた官民連携による生体認証情報の収集・利用のルールを明確にするガイドライ

オンラインで完結する自然人の本人特定事項の確認方法（出典：金融庁） オンラインで完結する自然人の本人特定事項の確認方法の追加

※ 図中の条項は、犯罪による収益の移転防止に関する法施行規則を指します。



ンを制定すべきである。区の個人情報保護条例は、国主導の統一化でゆるゆるされるかもしれない。しかし、区独自のガイドラインで憲法が保障する人権保護の厳格化をはかることに、国は茶々を入れることはできないはずだ。

生体認証情報に関するグローバルスタンダードでは、収集するにあたり、事前に本人に利用目的、収集と保存の期間を通知し、個別に同意を得ること（オプト・イン方式）を要件としている。つまり、嫌な人は個別に申し出て収集に協力しなくともよいとするやり方（オプトアウト方式）は違法とされる。EU（欧州連合）も、同じような方向だ。わが国は、先進諸国の生体認証のプライバシー保護の作法を学ぶべきである。

スマホ／eKYC／生体認証情報を使った新システムは、収集した生体に証情報の使い方を誤ると、人権をむしばむツールになりかねない。LINEで収集された顔認証情報の行方が気になる。目的外利用も危惧される。こうした市民の声に渋谷区は真摯に答えるべきである。

◎住民票のコンビニ交付の、費用対効果は疑問？

ジェイリス／J-LISが提供するサービスメニューに沿い、総務省は、自治体に対して、住民

票などのコンビニ交付の導入を強力にプッシュしている。当初、自治体は消極的だった。2019（平成31年）1月に京都市が導入した。これにより、政令指定都市のうち導入していないのは本名古屋市だけとなった。名古屋市は、首長がコンビニ交付は、マイナンバーカードを利用する仕組みで、同カードを持ち歩かせる社会を作り上げる仕組みであり反対、との考えを明確にしている。

この結果、他の自治体では受けられるサービスを名古屋市民は享受できない不公平が生じているとの指摘もある。とりわけ、転入者からクレームの声も少なくないという。この結果、名古屋市民だけが取り残されていくことが危惧され、不公平の解消・機会均等の確保を急ぐべきだとする指摘もある。しかし、住民票など一生に何回必要になるのかを考えると、費用対効果の面からも、こうした指摘には大きな疑問符がつく。

いずれにしろ、国の中央集権的な金太郎あめ政策が常に正しいとは限らない。名古屋市のように住民のプライシーを優先する自治体もあれば、東京都渋谷区のように利便性を優先する自治体があってもよい。新規性、多様性を認めない国家は、憲法が保障する自由権や生存権をむしろむしばむ国家につながる。

ちなみに、現在、住民票の写し等の証明書の交付を受ける手続の種類は、次のとおりである。

住民票の写し等の証明書の交付を受ける手続の種類

手続	必要となる本人確認方法	即時性
窓口申請	マイナンバーカード、旅券、運転免許証を提示する方法等	即時性あり
郵送申請	自署のある申請書に、マイナンバーカード、旅券、運転免許証の写しを添付して郵送する方法	即時性なし 後日、郵送交付
電子申請	マイナンバーカードに格納された電子証明書(PKI)による方法	即時性なし 後日、郵送交付
コンビニ交付	マイナンバーカードに格納された電子証明書(PKI)による方法	即時性あり
L I N E (渋谷区方式)	本人の顔と運転免許証を撮影し、それぞれを添付して、スマホ申請し、eKYCという精度の高A I顔認証を受ける方法	即時性なし 後日、郵送交付 総務省は「違法」と指摘

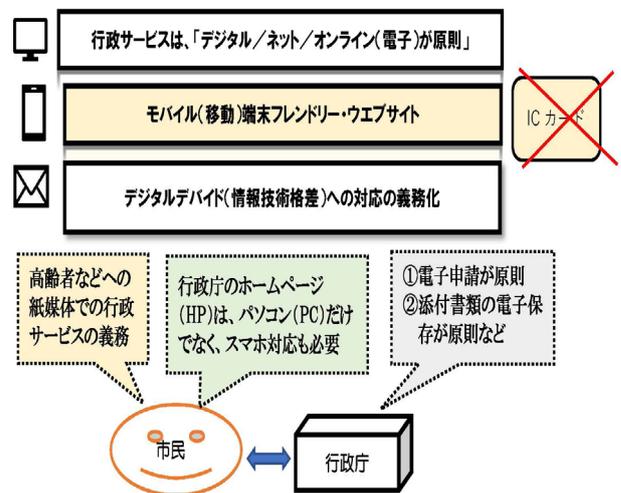
今般のデジタル改革関連法案には、2022年

度中までに、マイナカード取得した上で申請者が電子証明書(PKI)を直接スマホに入れられる方式も盛り込まれた。つまり、渋谷区が考案したスマホ/eKYC/生体認証情報を使った新システムも、スマホ/PKIを使ったジェイリス/J-LISに取って代わられるのではないか。

◎マイナICカード不要の政府ポータルサイトが要る

グローバルにみると、デジタル時代における政府サービスについて、市民/納税者がアナログかデジタルかを選択できる権利を織り込んで、次のようなモデルが求められている。

世界の流れ～デジタル時代における市民/納税者の権利



いずれにしろ、パソコン(PC) + ICカードリーダーを必須とするマイナンバーICカードは、すでにガラパゴス化/陳腐化してきている。オーストラリアのように、電子政府/政府プラットフォーム/政府ポータルサイトへのアクセスには、ICカードを使わない方式が最新のモデルである。時代は、スマホやタブレットなどモバイル(移動)端末フレンドリーなデジタル政府モデルを求めている。

わが国でも、ICカードはやめて、時代にあったモバイル(移動)端末フレンドリーな政府ウェブサイトに進化すべきである。セキュリティには公開鍵(PKI)から、ワンタイムパスワード、eKYCなどの採用の変え、政府ポータルサイトへのログイン/アクセスにはICカード不要に脱皮すべきである。

まさに、国民の人権が護られてはじめてデジタル化はゆるされるのである。

清水晴生教授に石村耕治 PIJ 代表が聞いた

ネット規制と言論の自由を考える！

米の通信品位法からわが国のプロバイダ責任法を読み解く

「言論の自由市場」確保と政治的投稿のモデレート（投稿監視）

対論

話し手 清水晴生（白鷗大学教授）

聞き手 石村耕治（PIJ代表）

ネット上で匿名で表現する自由と発信者（投稿者）情報開示制度のあり方については、CNN ニュース 103 号で分析・検討した。ネット規制は難題である。「言論の自由」（表現の自由）を護りつつ、「ネット中傷」（名誉毀損にあたる言論／違法な他人の権利侵害情報）から人権を護らなければならないからだ。

中国では、国家当局が、ネット上に投稿された「新型コロナウイルスがヒトからヒトへ感染するとした」とした情報をデマ・フェイクだとして削除した。このため、世界的なパンデミック（感染爆発）をストップできなかった。一方、アメリカでは、トランプ前大統領は、ネット上に、明らかに誤ったフェイク情報や、根拠不明の情報を投稿し続けた。そのため、ツイッター社やフェイスブック社（SNS /（コンテンツ）プロバイダ／プラットフォーム）は、トランプ前大統領の投稿／ツイートに、非表示や警告を講じた。それでもフェイク投稿は止まらずで、ついには、彼のアカウントを閉鎖した。

わが国では、①違法な他人の権利侵害情報については削除しても削除しなくともプロバイダは法的に免責される。一方②違法ではないが有害な情報の削除等についてはプロバイダ関連業界団体による自主的な取組みに委ねられている。一方、アメリカでは、プロバイダが善意で自主的に行った削除等については全面的に免責されている。SNS /プロバイダ／プラットフォームの投稿記事削除と免責のあり方は重い課題である。とりわけ、政治的な言動については、憲法上の問題も絡む。SNS /プロバイダ／プラットフォームの投稿記事削除などの自主的措置を講じるにあた

り、リアルメディアのように、「中立的」であるべきかどうか、問われる。

匿名の投稿者情報の迅速な開示などに向けては、今国会に、総務省がプロバイダ責任限定法（プロ責法）の改正案を提出する。しかし、この問題は本来、言論の自由、表現の自由とも絡む難題である。SNS のようなソーシャルメディアのプラットフォームに匿名で他のユーザーを誹謗中傷した投稿者の身元情報の開示問題に矮小化してはならない。今後、わが国でも、「言論の自由市場」の確保と政治的投稿のモデレート（投稿監視）問題も避けてはおれない。そこで、今回は、清水晴生白鷗大学教授と石村耕治 PIJ 代表（白鷗大学名誉教授）に、「ネット規制と表現の自由」に焦点をあてて、日本プロ責法とアメリカの連邦通信品位法（CDA=Communications Decency Act）230条を比べる形で考えていただいた。

なお、読者からは、ネット問題に関する CNN ニュースの記事は「内容が難しくてよくわからない！」との声が届いている。たしかに、この分野では横文字が氾濫している。日本語訳もカタカナ表記も、まちまちである。例えば「ネット／デジタル／オンライン」はほぼ同じ意味である。「発言／発信／投稿（post）／ツイート（tweet）」も同様である。ただ、編集局も、足の速い IT 用語の邦訳の統一や解説に汗だくで臨んでいるので、ご理解いただきたい。

清水教授と石村代表には、できるだけやさしい口調でお話いただければ幸いである。老若男女、だれにもわかるように、をモットーに対論を進めていただきたい。

（CNNニュース編集局）

【プレローグ】

今日、フェイスブック (Facebook) やツイッター (Tweeter)、グーグル (Google)、ライン (Line) のような SNS (交流サイト/ソーシャル・ネットワーク・システム) は、生活に密着した情報交換の場となっている。SNS (交流サイト) を運営するプロバイダ (コンテンツ・プロバイダ) は、ネット/デジタル/オンライン上に表現・発言の場所/交流の場所であるプラットフォーム (platform) を提供している。このことから、「デジタル・プラットフォーマー (digital platformer)」、「オンライン・プラットフォーマー (online platformer)」、「場所の提供者」とも呼ばれる。

ソーシャルメディアは、新聞などの伝統的なリアルメディアとは大きく違う。ユーザー (発言者/投稿者) は、スマートフォン (スマホ) などを使って、プロバイダがネット上に開設した表現の場所/交流サイト/プラットフォームで、双方向で自由に意見交換、情報交換、交流ができる。この結果、交流サイト/プラットフォームにはさまざまな発言/投稿/書込み/ツイートが飛び交っている。当然、他のユーザーの権利を侵害する発言やヘイトスピーチその他不穏・不法な言論が書き込まれる。こうした悪意のある発言/投稿/書込み/ツイートについて、プロバイダが常に責任を負わされ、ユーザーの投稿/ツイート管理を厳しく問われるとすれば酷との声もある。プロバイダは、その表現の場所/交流サイト/プラットフォームを閉鎖せざるを得なかねないからである。こうした負の連鎖を避け、引き続きネットの交流サイトを確保する手立てが必要である。プロバイダは、問題の発言/投稿/書込み/ツイートがあれば自主的にすぐにそのコンテンツ (発言/投稿/ツイート) を削除できるようにしておく必要がある。また、削除しても、逆に発言者/投稿者がプロバイダの責任を問えないようにしておく必要がある。こうした理由で、2008年に、プロバイダの責任を「免除」、「限定」するためにつくられた法律が「プロバイダ責任制限法」(通称)である。ここでは略称として「プロ責法」も使う。正式名称は、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」である。

この結果、伝統的なリアルメディアである新聞社やテレビ局などは掲載・放映したコンテンツ (発言/投稿) に責任を問われる。これに対して、ソ-

シャルメディアは、責任が限定される。ユーザー (発言者/投稿者) がプロバイダ (例えばツイッター社) の提供する交流サイト (SNS) に投稿したコンテンツ (発言/投稿/書込み/ツイート) を、プロバイダは自主規制ができる。また、プロバイダは、ユーザーの発したコンテンツを削除しても・削除しなくとも責任を問われない。

これでは、リアルメディアとネットのソーシャルメディアとの間に責任負担の面で格差が存在する、不公平ではないか、との声もある。もちろん、こうした免責体制は許せないとする声にも一理ある。ただ、ソーシャルメディアは急激に発展してきた。規制が追い付いていない状態にある。言論の自由などの自由権、人権が護れてはじめてソーシャルメディアも存続が許される、のは当然である。ネット空間には国境がない。グローバルなソーシャルメディアを「正義の軌道」に乗せるのは至難である。国際社会全体にとり難しい舵取りが求められている。

アメリカにも、わが国のプロバイダ責任限定法 (プロ責法) と似たような法律がある。1996年2月に連邦議会が制定した電気通信法 (Telecommunications Act of 1996) である。その一部は、名誉毀損にあたる言論を規制する通信品位法 (CDA=Communications Decency Act) 230条 [不快な素材の自主的な遮断および選別による防御 (Protection for private blocking and screening of offensive material) である (1996年2月、「1934年通信法 (Communications Act of 1934)」を改正する「1996年電気通信法 (Telecommunications Act of 1996)」が成立した。230条というのは、1934年通信法の項目番号で、1934年法の改正という立て付けになっていることによる)。この法律 (CDA) は、本来、18歳未満の



者がポルノなど「わいせつ (obscene)」や「品位のない (indecent)」コンテンツ (発言／投稿／ツイート) を視聴させるのを罰則付きで規制するのが目的だ。ところが、この法律ができるや否やネット上で大騒ぎになった。「わいせつな (obscene)」コンテンツに規制が要ることでコンセンサスがあった。その一方で、「品位のない (indecent)」メッセージ (223 条 a 項 1 号 B ii)、「明白に不快な (patently offensive)」(223 条 d 項) コンテンツを規制すべきかどうかでは意見が割れた。このような言葉 (文言) はあいまいであり、拡大して解釈される恐れがあったためである。文学的表現などへの過剰な規制が危惧された。連邦憲法修正 1 条が保障する表現の自由が危うい、とのことで反対派は論陣を張った。裁判でも争われた。連邦最高裁判所は、これらの言葉は、あいまいであり憲法が保障する表現の自由を侵害するとして、この法律の一部を違憲とした (Reno v. ACLU, 521 U.S. 844 (1997))。この判決は、ネット空間での表現の自由を護った判決だとして評価されている。

ところが、トランプ前政権下では、通信品位法 (CDA) の別の条項の適用が問われた。CDA230 条 [不快な素材の自主的な遮断および選別による防御] である。この条項のもと、インターアクティブ (双方向) の交流サービス提供者／プロバイダ (デジタル・プラットフォーム) は、第三者が提供するコンテンツ (発言／投稿／ツイート) に対する責任を免除 (免責) される。加えて、プロバイダがユーザーの投稿を削除するなど、手を加えることも法認する。

トランプ前大統領は、`SNS 大好き、のタイプだ。明らかに誤った情報や、根拠不明の情報を発信／投稿／ツイートし続けた。そのため、SNS (交流サイト) を運営する各社は、CDA230 条 c 項 [不快な素材の善意での遮断および選別による防御 (Protection for Good Samaritan blocking and screening of offensive material)] A 号に規定する「その他不快で好ましくない (otherwise objectionable)」を根拠に投稿を削除した。CDA230 条 c 項のもと、こうしたコンテンツを削除したとしても、逆に放置したとしても、プラットフォームは原則民事責任を問われないことになっているからである (CDC 230 条 c 項 2 項)。

2020 年の大統領選挙中、ツイッター社は次々と、トランプ前大統領の投稿／ツイートにファク

ト・チェック警告「誤解を招く恐れがある情報」ラベルを付けたり、すぐには読めない措置を講じた。前大統領や連邦議会共和党は保守的な言論を抑圧していると嘯みついた。そして 2020 年 5 月 28 日には、ソーシャルメディアを規制する大統領令に署名した。20 年 10 月 30 日には、連邦議会上院は、フェイスブック社などプラットフォーム大手 3 社のトップをオンライン公聴会に呼び、投稿管理のあり方を問いただした。公聴会で、議員は SNS 運営企業が CDA230 条を盾にコンテンツへの介入を強めたり、逆に放置したりしているのではないかと指摘した。とりわけ、全世界に 27 億人のユーザーがいるフェイスブックや動画サイトで 20 億人を超す視聴者がいるグーグルは、影響力が大きいとして、議会共和党議員、民主党議員双方からその対応の不透明さに疑問の声が相次いだ。

その後、前大統領は、CDA230 条を改正すべきとする論陣を張った。この論争に火の油を注いだのは、SNS へ繰り返した「選挙での敗北を認めない」趣旨の投稿／ツイートである。それに続き、前大統領の投稿／ツイートにあおられ 21 年 1 月 6 日には暴動、暴徒による連邦議会での破壊行為が起きた。ツイッター社は、前大統領が暴動をあおったとしてアカウントを一時停止、停止解除後に行った投稿／ツイートが危ないとのことでアカウントを永久停止した。他の SNS プロバイダも大統領 (当時) のアカウントを凍結した。これにより、トランプ氏はネットの SNS で直接発言する機会を失っている。

こうした措置には、民間機関による言論統制として反対の声もある。これでは、まるで `民間のネット警察による言論の常時監視を法認するに等しいのではないかと、との批判もある。

CDA230 条は、ツイッターやフェイスブックのような巨大なコンテンツ・プロバイダの管理者や運営法人に、免責特権を与えて、SNS、プロバイダ急成長の基盤をつくった。同時に、連邦憲法修正 1 条で保障される表現の自由とぶつかる投稿／ツイートなどを含め、プラットフォーム利



用規程などを盾に、投稿／ツイートされた書込みの削除やフラグ立てを認める根拠としても機能している。

しかし、アメリカでは、GAF Aのような巨大デジタル・プラットフォームの規制強化の嵐が吹きまわっている。言論の自由を保障するために通信品位法（CDA）230条の免責規定は廃止すべきだとする声もある。加えて、コロナ禍で巨大な利益を上げる巨大デジタル・プラットフォームに対しては、独禁法や課税強化論が目白押しである。その一方で、フェイク情報、下品な有害情報・社会的法益侵害情報／コンテンツの規制も重い課題である。

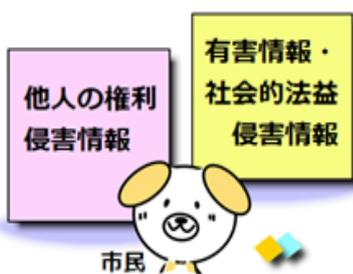
◆問われるネット中傷、有害情報・社会的法益侵害情報の規制

（石村） ネット中傷や有害情報・社会的法益侵害情報の規制が重い課題となっています。今国会には、総務省がプロバイダ責任限定法（プロ責法）の改正案を出すようです。しかし、言論の自由、表現の自由とも絡む課題であり、慎重な検討が求められます。

（清水） 現行のプロバイダ責任限定法（プロ責法）では、ネット中傷のような①「他人の権利侵害情報」をターゲットとしています。ネット上でもわいせつ画像や児童ポルノ、殺人予告、違法薬物など②「有害情報・社会的法益侵害情報」を守備範囲としていません。②は、現在、業界団体による自主規制に委ねられていますね。

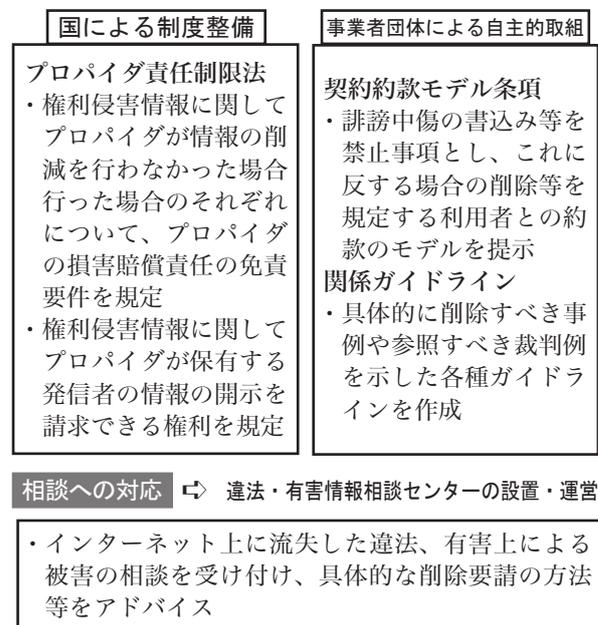
（石村） そうですね。②については、一般社団法人テレコム連絡会内に置かれた違法情報等対応連絡会のような機関が「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」を出していますね。

（清水） このガイドラインでは、まず、典型的なケースをあげています。次に、規制の典拠となる法令をあげています。そのうえで、インターネット・ホットラインセンターなどの第三者機関が情報の違法性を判断してプロバイダに対して送信防止（削除）措置を取る指針を示しています。（[https://](https://www.telesa.or.jp/consortium/illegal_info/20141215_press_release.html)



[https://](https://www.telesa.or.jp/consortium/illegal_info/20141215_press_release.html)

違法な情報	違法ではないが有害な情報
権利侵害情報 ・〇〇はやぶ医者である（名誉毀損） ・海外版サイト（著作権侵害）	公序良俗に反する情報 ・死体画像（人の尊厳を害する情報） ・自殺を誘引する書込み
その他の違法情報 ・児童ポルノ、わいせつ物 ・麻薬、危険ドラッグの広告	青少年に有害な情報 ・アダルト、出会い系サイト ・暴力的な表現



総務省が①プロバイダ責任制限法を中心とした制度整備を担当。②個別の違法・有害情報への対応に関しては、事業者団体や個別のプロバイダによる自主的な取組みをし、総務省はそれらの取組みの支援する仕組み
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/ihoyugai.html

www.telesa.or.jp/consortium/illegal_info/20141215_press_release.html）。

それから、①については、一般社団法人セーフティーインターネット協会も「誹謗中傷ホットライン」を開設しています。被害者に代わって投稿削除を国内外のプロバイダに申請する取組みをはじめていますね。（<https://www.saferinternet.or.jp/bullying/>）

（石村） 各プロバイダも、独自に削除プログラムを組んでいます。報道によると、ヤフーは、毎日2万件程度の問題のある投稿を削除しているよう

です。ただ、プロバイダが、ネット上に流通する有害情報・社会的法益侵害情報は、送信防止措置を取らなかったとしても、民事上の不法行為（民法709条）にはならないとされています。不法行為責任は、「他人の権利等の侵害」があることが条件です。清水先生、この点について、裁判例とかではどういっているのでしょうか？

(清水) 特定個人の権利侵害があれば損害賠償が争われるなど裁判例が多く現れるでしょう。そうでなければ、裁判例は限られてくるかと思います。

(石村) 有害情報や社会的法益侵害情報は、いつてみれば不特定多数に対する権利ないし法的利益の侵害ですからね。

(清水) こうした情報発信は、発信者個人の表現の自由の行使という側面もあります。ですから特定個人の明白な権利侵害がなければ、なおさらその違法性は問われにくい、認められにくいこととなります。

(石村) 最高裁は、靖国参拝訴訟（最高裁平成18年6月23日判決）でも、総理大臣が神社に参拝しても、他人の宗教的感情を害することはなく、法的利益の侵害はないとしましたね。

(清水) 市営地下鉄に乗ると車内の宣伝放送の聴取を強制されるとして人格権侵害を争った「とらわれの聴衆」事件（最高裁昭和63年12月20日判決）があります。このケースでも、最高裁は乗客に嫌悪感を与え、快適さを害するほどのものではない、とした原審の判断を是認しました。

(石村) いずれの判例も、参拝行為や宣伝放送自体の平穏さを加味して、権利・利益侵害を判断していますね。

(清水) そのことを踏まえれば、有害情報や社会的法益侵害情報は、まったく民法709条の埒外とまではいえないのかもしれませんが。

(石村) プロ責法の範疇に含まれる可能性もないではないのですね。

(清水) 例えば、ツイッター、フェイスブック、インスタグラム、グーグル傘下のYouTube、あるいはアマゾンといっ



たGAF Aや巨大SNSは、いわば市営地下鉄のようなものともいえます。

(石村) 現在の日常的なコミュニケーションにとってのライフラインのようなところがありますね。

(清水) ですから、有害情報や社会的法益侵害情報の内容次第では、民法709条の対象となる法的利益侵害の範囲が拡張され、ひいてはプロ責法の対象も拡張される余地があるかと思います。

(石村) だからこそ同時に、ライフライン、インフラとして、万人の日常的使用に耐える体制を保持することが求められますね。

(清水) 不特定多数の人が安心・安全に利用できるプラットフォームでなければなりません。

(石村) それから、憲法21条2項は事前抑制としての「検閲の禁止」をうたっています。ですから、事後に、民間の第三者機関が送信防止（削除）措置をプロバイダに要請することはただちに検閲にはあたらないのではないのでしょうか。もちろん行政機関が立ち上げた第三者機関が常時事後チェックを行う仕組みを構築するのは問題がないとはいえません。この点については、どのように考えたらよいのでしょうか？

(清水) 今回の改正の発端となっているように、個人はネット上の権利侵害の言論に有効に言論で対抗できるわけでもなく、発信者の特定すら容易ではありません。専門的スキルを要しますから、協力者が不可欠です。

他方で行政が関与すれば、行政の考える基準で言論封殺が可能になります。これでは、もはや「言論の自由な市場」ではなく、「官製市場」でしょう。また、ネット上の言論は即時的なものではなく持続的なものです。このことから、事後的であることは正当化の意味を持ちません。

(石村) 仮に、国家（行政）が直接、ネット上の有害情報・社会的法益侵害情報の送信防止（削除）措置をプロバイダに要請するのは、「検閲」にあたるのでしょうか？

(清水) 税関検査事件の最高裁大法廷昭和59年12月12日判決のごく狭い「検閲」の定義によれば「網羅的一般的に、発表前に」審査・禁止するのが検閲だということですから、検閲にはあたりませんね。



事前抑制でない以上、少なくとも現在の憲法判例上は禁止されていないといえるかもしれません。

(石村) 中国では、国家当局が、ネット上に投稿された「新型コロナウイルスがヒトからヒトへ感染する」とした情報をデマ・フェイクだとして削除しました。このため、世界的なパンデミック（感染爆発）をストップできなかったわけです。国家体制が違うといってしまうとそれまでですが、国家がプロバイダになってしまうのは論外だと思います。「言論の自由な市場」を維持するためには、民間プロバイダによる自主規制という仕組みにならざるを得ないと思いますが。

(清水) ネットが興隆する以前はメディアが執筆者や報道内容を選択して、そこで一定のスクリーニングが行われていました。

ネットが興隆した以降も最初は参加者の限られたフォーラムでした。しかし、SNS が生まれて、以降は不特定多数の民衆が初めて「言論の自由な市場」に参加できるようになりました。文字どおりの「言論の自由な市場」が歴史上初めて誕生したといってもいいかもしれません。

そこでは発言機会の形式上の公平性は達成されました。その一方で、根拠なし、科学に根差さない、あるいはフェイクな言論もスクリーニングなしで登場可能となりました。この結果、受け手のリテラシーが問われることにもなりました。

(石村) 「市民社会で政治参加する個人」といったモデルや、「対抗言論」なんて考え方は、もはやそのままでは通用しませんね。

(清水) 政治状況と同様に、言論市場にもポピュリズムが広がったということでしょう。しかし、ポピュリズム憎し、で、全体主義に回帰するわけにはいきません。

(石村) ポピュリズムはある種の脅威ですが、いつもうまくいくとも限りません。トランプ前大統領のように。

(清水) ですから今以上に、民間プロバイダの自主規制が追いついていない、むしろ許容しているとみなされるような状況に至れば、より実効的な基準、より早期の削除や開示が求められることにもなりうるでしょう。

(石村) プロバイダの責任制限は、「言論の自由な市場」が「市場」として機能する限りで可能といえます。ニセモノや禁制品を扱う「闇市」であることを許すものではないでしょうからね。

◆そもそも「有害情報・社会的法益侵害情報」とは何か

(石村) まったくのリアルの世界の問題ですが。民間の業界団体の会誌の編集部から頼まれて原稿を書くことがあります。それで、ゲラの段階で、編集部が、「この言い方は、我々の業界には都合が悪いので、削除して欲しい」と茶々を入れてくることがあります。明らかに「有害情報・社会的法益侵害情報」、あるいは「フェイク情報」、でもないわけです。まあ、発行期日も迫っており、疑問を持ちながらも、大人としての対応が求められることもあります。で、柔らかく書き直すなどの「誠意」は示すのですが・・・(笑)。

これが、ネットでは、発信者が表現行為をする際に「プロバイダ」が絡んできます。リアルでの表現行為とは同じレベルでは考えられないと思います。「プロバイダ」が、事後に表現行為をチェックすることになるわけです。ネットにおける「検閲」、あるいは有害情報・社会的法益侵害情報をどう考えたらよいのでしょうか？有害情報・社会的法益侵害情報とは何かについて、簡潔に説明してください。

(清水) ネット上の情報をまず「①違法な情報」と「②違法でない情報」に分けます。①違法な情報のなかには、個人の名誉・プライバシー、著作権などに対する「①権利侵害情報」と、児童ポルノ・わいせつ表現や薬物売買など「②その他の違法情報」とがあります。主にプロバイダが対応を求められ、プロ責法の対象となっているのは、この①個人が権利侵害を訴える場合だというわけです。

(石村) そして、むしろいま問題となってきたのは、プロ責法の対象とはなっていない「②その他の違法情報」と「②違法でない情報」だということですね。

(清水) この2つは特定個人が被害者ではなく、生活・養育など社会環境全般の利益を害するという意味で「③社会的法益侵害情報」と分類されます。

(石村) 「②その他の違法情報」だけが「③社会的法益侵害情報」ではないのですか？ 「②違法でない情報」なのに「法益侵害」というのは違和感がありますが。

(清水) 必ずしもはっきりしないのですが、「②違法でない情報」に含まれる公序良俗を害する情報も、いつてみれば民法 90 条で違法とされる情報です。同じように、青少年に有害な情報も「青少

年インターネット環境整備法」（正確には「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」）により、フィルタリングなしに閲覧可能なら違法視されます。このような意味では有害情報も「③社会的法益侵害情報」に含まれるということではないでしょうか。

(石村) なるほど。では話を戻すと、その「②違法でない情報」の中には、死体画像・自殺誘因など「公序良俗に有害な情報」と、アダルト・出会い系サイトや暴力表現など「青少年に有害な情報」とが含まれるということですね。

(清水) 権利侵害・違法ではないが、有害な情報だと。

(石村) つまり、「②その他の違法情報」、「公序良俗に有害な情報」、「青少年に有害な情報」の3つが、プロ責法の対象外の「③社会的法益侵害情報」というわけですね。

有害情報・社会的法益侵害情報の所在

①違法な情報	①権利侵害情報 (名誉棄損等)	プロ責法対象
	②その他の違法情報 (わいせつ等)	プロ責法対象外 (③社会的法益侵害情報)
②違法でない情報(有害情報)	公序良俗に有害な情報 (自殺誘因等)	
	青少年に有害な情報 (出会い系等)	

(清水) 順番に見ていきます。①権利侵害情報は、被害者がはっきりしている違法行為です。このことから、民事法上・刑事法上の責任を問われやすいともいえます。

(石村) わいせつ等の②その他の違法情報は、警察が動けば立件されるでしょう。しかし、誰かが損害賠償を求めるといものではありませんね。

(清水) ②有害情報は直ちに違法ではありません。ですから、警察も動きません。また、誰かが法的な権利侵害や法的な利益を裁判所に訴えて是正を求めるのも困難です。

(石村) リアルでは広告規制がありますよね。条例で美観を害する広告など禁止されています。あれも表現の自由との関係で問題がないではないでしょうか。

(清水) リアルの駅のホームにも、わいせつなポスターや出会い系の情報など掲示されていません。まして死体や児童ポルノの画像もありません。

(石村) コンビニの成人向け雑誌が撤去される動

きなどもあります。

(清水) ネット上でも、デジタル・プラットフォームを提供する側が、見たくない画像・見せたくない画像が不意に、あるいは簡単には目に触れないように工夫・改善することが必要です。

(石村) 違法でない表現である以上、表現内容そのものを規制するというよりも、表現される場所、目に触れる機会などについて、民間のガイドラインやプロバイダとの契約約款によって有効な棲み分けを図っていくことが重要ですね。

(清水) GAF Aのようなテック・ジャイアンツ（巨大IT企業）も、ネット上ではいわばビッグ・ブラザーそのものです。しかし、政府による権力的規制を拡大するのではなく、民間の自主的な取り組みを促進していくことは、ネット社会の発展と深化にとっても不可欠だと思います。

◆有害情報・社会的法益侵害情報プロバイダによる自主的削除

(石村) ネット上に②有害情報・③社会的法益侵害情報があふれかえる実情では、もぐらたたきの政府規制ではまったく追いつかないわけです。主要なSNSは、海外に削除センターを置いて人海戦術で対応する一方で、AIで削除事務を効率化していると報道されています。

(清水) わが国でもAIと人海戦術で削除作業をやっているIT企業があると聞きますが？

(石村) GMOタウンWiFi（株）が、SNSにおける誹謗中傷メッセージを自動で非表示にするサービス「SNS PEACE by GMO」を提供していますね（<https://townwifi.jp/company/>）。こうしたベンチャー企業がどれだけ影響力があるのかはわかりませんが？それに、ネット空間には国境がありません。削除といっても手続が国際的になることも多いわけです。

(清水) AIによる投稿の削除・非表示プログラムの開発・販売は、今後一層広がっていくものと思います。その削除・非表示基準の公開や不服申立手続など、公正さを担保する仕組みも必要でしょう。国際協調による取り組みも必要とされる余地があります。

(石村) 単なる相談センターではなく、今後は仲介・裁定機関も求められるようになるのでしょうか。これをいかに政府から独立させて構築できるかも問題となるかもしれませんね。

(石村) 今国会に、総務省が元締めとなってまと

めたプロ責法の改正案（閣法）が提出されました。しかし、ネット中傷者を特定しやすくする新たな裁判手続きについての改正です。匿名の投稿者情報の迅速な開示ということがポイントです。解決案は序の口で、まだまだですね。

（清水） 総務省は、現段階では③社会的法益侵害情報をプロ責法の対象には加えたくなさそうですね。加えれば総務省の管轄にあることを認めることになり、批判の矢面に立たされます。表現の自由とも関わる微妙な案件ですから、積極的に関わりたくはないんでしょうね。

（石村） 総務省も警察も、特に②有害情報は明確な被害者がいません。ですから、政治的な問題ではあっても、法的な問題にはしたくないのではないでしょう。

◆民間の自主規制と刑事規制

（石村） 現実には、ネット上には、フェイクニュースだけでなく、わいせつ画像や児童ポルノ、殺人予告、違法薬物など「②有害情報・③社会的法益侵害情報」があふれています。民間プロバイダによる自主規制と国家による刑事規制とのバランスを、どう考えたらよいのでしょうか？

（清水） 刑法 175 条のわいせつ物陳列罪や児童ポルノ禁止法 7 条の公然陳列罪など、③社会的法益侵害情報でも「違法情報」である限り、リアルと同様に処罰されます。殺人予告なども刑法の脅迫罪（222 条）・強要罪（223 条）、威力業務妨害罪（234 条）などの対象です。

（石村） 「②有害情報」は、犯罪捜査の端緒とはなっても、それ自体を犯罪として処罰することはできません。

（清水） 「目にしたくないものを目にしない」法的利益は、自己形成・人格権の一部をなすかもしれません。しかし、部屋で一人で見ているネットの画面も、実際には不特定多数の人が行き交っている公共空間です。選択できる利益は必要ですが、全面禁止にできるような一律の基準があるとしたら、それはもはや全体主義国家に近づいているともいえます。

（石村） ある人にとって目にしたくないものが、ほかの人にとっても同じというわけではありません。むしろ人に見せることでその価値を世に問いたいという場合もあるでしょう。

（清水） 国家が選んでくれた商品だけを市場で買えばいいという社会主義志向なら別です。しか

し、たくさんのいろいろな商品の中から自分に合うものを見つけないというなら、市場の支配を国家に任せるべきではありません。

（石村） 流通する商品（表現）を制限するのではなく、商品の選び方を学んだ賢

い消費者が増え、品質の悪い商品が市場から淘汰されていくというのが望ましいですね。

（清水） ですから、民間のプロバイダも、商品を選びやすくする、詐欺的なものなど明らかに低品質の表現を扱う業者は排除していく、クレームに迅速に対応するといった市場の改善が求められます。



◆政治家のツイートとプロバイダによる自主的削除

（石村） SNS / プロバイダ / プラットフォーマーの投稿記事削除と免責のあり方は重い課題です。わいせつ画像の削除や中傷投稿などの削除や非表示、警告はまだよい方だと思います。問題は、政治的な言動の削除などです。トランプ前大統領のような人物もおります。柔な SNS / プロバイダ / プラットフォーマーだと、IT 企業による自主的な対応を促すといっても、ビビってしまうのではないのでしょうか？

（清水） のちに出てくるとと思いますが、SNS / プロバイダ / プラットフォーマーを免責している通信品位法（CDA）230 条の改廃などをちらつかされれば、IT 企業は後ずさりするでしょう。負担の増大を避けたい民間企業としては及び腰になるのも無理はありません。ただ一方で、そうした IT 企業の優柔不断な態度が社会的責任を果たしていないとして反発を受ける可能性があります。消費者や、消費者の意向を気にして広告を控える企業の動向にも大きく影響するはずですよ。

（石村） 問題は法律の改廃でデジタル・プラットフォームをコントロールしようとする政府の対応の仕方にもあると思います。

それから、憲法問題も絡んできます。SNS / プロバイダ / プラットフォーマーの投稿記事削除などの自主的措置を講じるにあたり、「中立的」で

あるべきなのかも、問われます。

(清水) アメリカも日本も、憲法で言論の自由を保障しています。本来は「国家からの自由」ですが、民事法上の不法行為の内容をなす余地はありますね。

(石村) 中立でなければ批判されるし、中立を決め込んでも傍観していると批判されます。

(清水) 犯罪集団が電話や SNS で計画を立てているのを、監視・阻止しなかったとして非難されるいわれもなさそうなものですが・・・。

(石村) 非公開の通信はそうでも、公開された暴力の煽動などについてはどうでしょうか？ 放置して「中立的」であるべきなのではないでしょうか？

(清水) プラットフォーマーに求められる公正さやファクト・チェックといっても、おのずと限界はあります。市民蜂起が「民主的

活動」なのか「暴動」なのか、見る角度によっても変わりますし・・・。

(石村) ただ SNS は「入場規制」が難しい。いつてみれば全員がマイクを持っているようなものですから。

(清水) それが SNS の良さでもあります。これまでは発言権を持てる人は限られていました。もちろん今でも影響力の多寡はあります。しかし、少なくとも「いいね」や「リツイート」で支持を表明できるようになりました。

(石村) そのためにフェイクニュースが拡散される事態にもなっています。

(清水) 一定のフェイクの流入は、言論市場が「官製」ではなく「自由な市場」であることの証明ともいえます。これが官製・公的管理市場なら、フェイクは一切ないことになります。

(石村) 建前上そうなりますね。むしろ、より深刻な意味でファクト・チェックが不可能になるのではないのでしょうか。

(清水) まあ、そんな SNS は誰も使わなくなりそうですが、逆に当局が許可する SNS だけが利用可能な状況さえありうるかもしれません。

(石村) そうなれば使わざるをえないかもしれませんね。



(清水) だとすれば、プラットフォームは「言論の自由市場」での仲介をビジネスとするわけです。ですから、市場の管理責任を一定程度は負担せざるをえないでしょう。

◆ 「中立的」とは何か

(石村) 管理責任を中立的に果たすことはできるのでしょうか？

(清水) 何が「中立的」かを、誰も正確に言い当てることはできません。たとえ「真ん中」でも、右から見れば左寄りに見えるし、左から見れば右寄りに見えます。

(石村) NHK が左派からも右派からも攻撃されているのは、もしかしたらそれなりに真ん中なのではないでしょうか (笑)。

(清水) ですから、プラットフォームは、そのままの「解説」を付けばよいのではないのでしょうか。つまり、「右から見ればこう見えるおそれがある」、「左から見ればこう見えるおそれがある」と。

(石村) そのような注意書き、フラッグ (旗) 立てをするということですね。

(清水) SNS は新聞・雑誌と異なって、当局による検閲や事前抑制が働きにくい特性があります。これもあるいは AI の機能強化により、入力時点で入力できないようになっていくとは思いますが。

(石村) NG ワードが入力できないというのはすでにありますね。

(清水) もちろん何が NG ワードとされるかといったデータも公開されて、オープンな検証にさらされる必要はあります。ただ暗号・符牒など様々な工夫によりこれらは突破されるのが常です。

(石村) 事前抑制は限定的とならざるをえませんね。そのこと自体は言論の自由にとってメリットといえるのかもしれない。

(清水) 他方で、注目度の高い発言者の発言はすぐに話題になります。問題がある場合も常に衆人監視にさらされるという市場原理が働きます。

(石村) 言論に影響力があればあるほど、チェック機能も自然に強化されるというわけですね。

(清水) 「悪貨は良貨を駆逐する」だけに、チェックの目にも止まりやすくなります。

(石村) 同時に、良貨に対する信頼性、つまりデジタル・リテラシーを高める工夫も必要でしょうね。

(清水) SNS がもっと当たり前になればなるほど、その品質・信頼性に対する評価は適正なものになっていくと思います。

(石村) 誰もが発言権を持っているということは、つまりどういうことなのか。

(清水) 逆にいえば・・・、ということですね。

◆ SNS は政治的に中立であるべきなのか？

(石村) アメリカの場合、新聞やTVのようなリアルメディアは、政治的中立性を厳しく問われない法環境にあります。日本の場合、どうなのでしょう？

(清水) 日本のメディアは、なお放送法の求める「公正、公平、真実、多様性」といった基準に従っているともいえます。日本の視聴者・消費者が必ずしも党派的な嗜好をさほど強くは持っていないのかもしれない。

放送法の「番組編集基準」とは

放送法4条1項 [番組編集基準]
放送事業者は、国内放送…の放送番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところによらなければならない。
1号 公安及び善良な風俗を害しないこと。
2号 政治的に公平であること。
3号 報道は事実をまげないですること。
4号 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

(石村) アメリカのような南北対立や、赤か青かで隣人関係に亀裂が入ったり、選挙集会で盛り上がったという事実はありませんね。

(清水) 世論調査を見ると、経済的な利害から自民党支持、なければ無党派という人が圧倒的に多そうです。会社を離れて家庭で見るTVは娯楽であって、ニュースメディアの性格は乏しいのではないですか。

(石村) ニュースもワイドショーの一部でという扱いですからね。ただ新聞もTVもある程度のカラーはあります。

(清水) 日本は多チャンネル化したというよりは、依然として限られた地上波枠を許可された放送局が圧倒的に見られているでしょう。ですから、党派性をあまり強く打ち出してもメリットが少ないのではないのでしょうか。

(石村) ニュースメディアの性格が乏しいなら、

なおさらそうなるでしょうね。

(清水) 広告主が消費者に広くアピールしようとする以上、放送局も自然と中立的になります。逆にそれ以上に、総務大臣が公正性や真実性を盾に番組制作に注文を付けるようなことがあれば、それこそ表現の自由・知る権利の侵害で放送法違反、憲法違反です。

(石村) トランプ前大統領は、フェイスブックやツイッターのようなSNSで、「郵便と投票所の双方で二重投票を！」とか「議会へ突進せよ！」とか呼びかけ、混乱をおおるような表現行為/投稿をしました。ネチケットなど期待薄の人物です。SNSでこの人物の問題発言/投稿があるとフェイスブックやツイッターは、自主的に削除する、あるいはフラッグ(旗)立てをします。この点、わが国の現状はどうなのでしょう？

(清水) 同一の規約を適用しているはずですが、しかし、どのような審査をしているのかはユーザーからはわかりません。凍結されたりした場合でも、どのような基準に違反したのかなど、くわしい事情は知らされてません。SNS企業のCEOが説明を迫られるような、トランプ前大統領のようなケースはレアだと思います。ただこれも、所属団体のアカウントを利用するなど、いくらでも回避する手段はありますね。

◆突然「問題化」したアメリカの通信品位法

(清水) アメリカにも、わが国のプロ責法(プロバイダ責任制限法)に相当するような法律がありますね。

(石村) 連邦には、1996年に制定された通信品位法(CDA=Communications Decency Act)という法律があります。

(清水) この法律は知っております。連邦最高裁は、通信品位法(CDA)に規定する「わいせつ」「下品」とかの不確定な言葉でSNSサイトにアップしたコンテンツを処罰するのは問題だとのことで、一部違憲(Reno v. ACLU, 521 U.S. 844 (1997))としましたね。

(石村) そうです。ただ、この違憲判断は、話題の230条とは別口です。

(清水) 読者のために、CDA230条のポイントを一覧にしてもらえますか。

(石村) わかりました。それでは、ポイントを並べてみます。

通信品位法 (CDA) 230 条のポイント

CDA230 条のタイトル
「不快な素材の自主的な遮断および選別による防 御 (Protection for private blocking and screening of offensive material)」
CDA230 条 c 項のタイトル
「不快な素材の善意での遮断および選別による防 御 (Protection for Good Samaritan blocking and screening of offensive material)」
CDA230 条の制定目的
通信品位法 (CDA) 230 条は、18 歳未満の未成 年者に有害となるプラットフォーム上にアップさ れたコンテンツを SNS サイト運営者であるプロ バイダに削除を促すことがねらい。CDA 230 条 は、ネット産業の誕生期である 1996 年に制定さ れた法律である。このため、次の例のように、今 日とは少し違う言葉／言回しもみられる。今風の 言回しを併記しておく。
「双方向コンピュータ・サービス (interactive computer service)」とは
「双方向コンピュータ・サービス」とは、複数 の利用者によるコンピュータ・サーバへのコン ピュータによるアクセスを提供し、又は当該アク セスを可能にする情報サービス等をいう (230 条 f 項 2 項)。今風にいうと、 ^① オンライン・プラ ットフォーム／デジタル・プラットフォーム ^② 。
「情報コンテンツ・プロバイダ (information content provider)」とは
「情報コンテンツ・プロバイダ」とは、双方向 コンピュータ・サービスを提供する責務を負う人 や企業をいう (230 条 f 項 3 項)。今風にいうと、 ^③ オンライン・プラットフォーム ^④ ／デジタル・プラ ットフォーム ^⑤ 。ツイッター社、フェイスブック社、 ヤフー社など。
発行者または代弁者の扱い
双方向コンピュータ・サービスのいかなる提供 者または利用者も、別の情報内容提供者が提供 する情報の発行者 (publisher) または代弁者 (speaker) として扱われない (230 条 c 項 1 号)。
民事責任
双方向コンピュータ・サービスのプロバイダ/ 提供者またはユーザー／利用者は、わいせつな (obscene)、みだら (lewd)、挑発的 (lascivious)、 不潔 (filthy)、過度に暴力的 (excessive violent)、嫌がらせ (harassing) またはその他 不快で好ましくない (otherwise objectionable) と判断する素材へのアクセス等を制限するために

善意 (good faith)、かつ、自主的に (voluntarily) 講じた措置について、その素材が憲法上の保護が 与えられているかいないかにかかわらず、責任を 問われない (230 条 c 項 2 号 A)。双方向コン ピュータ・サービスのプロバイダ／提供者または ユーザー／利用者は、C 項 1 号に規定する素材 へのアクセスを制限する技術的な手段を情報コン テンツ・プロバイダ等が利用できるまたは利用さ れるために講じた措置について責任を問われない (230 条 c 項 2 号 B)。
CDA230 条の免責の他の法律への効果
CDA230 条の免責は、①列挙する連邦刑法規定の執 行を妨げるものと解されない。②知的財産に関する法 律を制限し、または拡大するものと解されない。③ CDA230 条に相当する州法の当該州による執行を妨 げるものと解されない。④ 1986 年電気通信プライ バー法の規定または類似の州法の適用を制限するもの と解されない。⑤ CDA230 条 c 項 2 号 A を除き、性 目的人身取引対策に関する連邦法に違反する行為に対 する民事訴訟の請求等を制限するものとは解されない (230 条 e 項)。

(石村) そもそも、通信品位法 (CDA) 230 条は、18 歳未満の未成年者に有害となるプラットフォーム上にアップされたコンテンツを SNS サイト運営者であるプロバイダが自主的に削除するのを促すことがねらいで制定されました。このため、CDA230 条は、ツイッター社やフェイスブック社のようなコンテンツ・プロバイダ (オンライン・プロバイダ) に、免責特権を与えています。この結果、投稿された書込みの削除やフラグ立てが、憲法の表現の自由を侵害することになったとしても責任なし、としています。

(清水) つまり、善意で自主的に削除しても責任を負う必要なしとし、プロバイダに有害なコンテンツの削除を奨励したのですね。

(石村) そうですね。前記 CDA230 条のポイント一覧をみればわかると思います。サイト運営者であるプロバイダは、問題があるコンテンツ (名誉毀損にあたる言論／表現／投稿) がアップ (掲示) されても、それを削除しようと削除しまいと、法律 (CDA230 条) ではおとがめなしとしたわけですね。

(清水) このことが、当時成長期にあったオンライン IT 産業を保護し、今日の巨大 IT、GAFAM などの興隆につながったわけですね。

(石村) そうです。

◆有害情報・社会的法益侵害コンテンツのモデレート

(石村) 中国のような国とは違い、アメリカやわが国では、国家がプロバイダとなり、コンテンツのモデレート（投稿監視）作業をするわけにはいかないわけです。

(清水) アメリカやわが国では、SNS プロバイダは、プラットフォーム利用規程を盾に、AIや手作業で、自主的な判断に基づいて問題投稿を非表示、削除していますよね。

(石村) そうです。フェイスブック社のザッカーバーグ最高経営責任者（CEO）は、議会公聴会で、モデレート（投稿監視）を3万5,000人、年間数十億ドルを使っていると証言しています。グーグル社のピチャイ CEO も1万人を雇用していると証言しています。ちなみに、わが国のヤフー社も、一日30万件の投稿があり、モデレートで約2万件を削除していると伝えられています。

(清水) それでも、アメリカでは、SNS プロバイダは、免責のあぐらをかいている。コンテンツのモデレート（投稿監視）を怠っている、との批判がありますね。

◆政治的投稿のモデレート（投稿監視）をどうするのか？

(石村) そうです。ただ、この点は今回のメインテーマではありません。むしろ、検討したいことは、政治的投稿のモデレート（投稿監視）をどうするかです。

(清水) アメリカでは、SNS（コンテンツ・プロバイダ）を運営するプラットフォームで流通する政治的投稿の非表示・削除が重い課題になっていますね。

(石村) そうです。選挙結果を左右しかねないネット上の情報操作やフェイクな政治広告、投稿は民主主義をゆがめるからです。

(清水) トランプ大統領は国民の分断をあおるような投稿を繰り返しました。しかし、フェイスブック社は、当初「表現の自由」を重視する振りをして沈黙していましたね。このことで、広告主の離反を招いたようですが・・・。

(石村) そうですね。広告収入が大幅に減る心配がありましたね。最近では、わが国での東京五輪組織委員会のトップ交代でも、広告主の離反が心配で、正道に戻りましたからね。これは、リアルの

問題でしょうけど。どのオンライン・プラットフォーム企業にとっても、ネットへ広告を出しているスポンサーからの「広告収入」は「命の水」ですからね。

(清水) その後、フェイスブック社はトランプ氏のツイート／投稿を削除・非表示にする政策に転換しましたよね。

(石村) そうです。その直接の理由は、トランプ氏が、表現の自由を理由にして、大統領令を使って「削除権」「免責特権」の「削除」をほのめかしたからです。

(清水) つまり、これまで当たり前とっていた「免責特権」が、突然問題になりだしたことに戸惑ったわけですね。

(石村) そういことです。このままでは広告主は離反するし、「免責特権」もなくなる・・・四面楚歌状態になったわけです。

◆トランプ氏の大統領令とは

(清水) その後、トランプ氏は大統領令を出しましたね。どういった内容なのでしょう？

(石村) 大統領令を出す前後に、トランプ前大統領（当時現職）は、2020年大統領選挙に絡んで、郵便投票について、次のようなツイート／投稿をしました。

There is NO WAY (ZORO!) that Mail-In Ballots will be anything less than substantially fraudulent. Mail boxes will be robbed, ballots will be forged & even illegally printed out & fraudulently signed. The Governor of California is sending Ballots to millions of people, anyone.....

---Donald J. Trump (@realDonaldTrump)
May 26, 2020

郵便投票が詐欺でないことはあり得ない。郵便ポストは漁られ、用紙は偽造され、違法に印刷され、不正に記入される。カリフォルニア州知事は、たくさんの人たちに投票用紙を送っている...

(清水) この投稿について、ツイッター社がファクト・チェック警告「誤解を招く恐れがある情報」を表示したわけですね。

(石村) そうです。

(清水) これにトランプ氏が反発しましたね。

(石村) そうです。その後、2020年5月28日に、「オンライン検閲防止の件（Preventing Online

Censorship)」と題する大統領令 13925 号 (Executive Order 13925 of May 28, 2020) を発しました。この大統領令で、SNS、巨大オンライン・プラットフォームを名指しで非難しています。`CDA230 条 c 項の解釈が偏向している、憲法が保障する言論の自由を確保するには、CDA230 条 c 項の解釈の `正常化、が必要だとしています。

以下に、大統領令 13925 号を紹介します (https://www.federalregister.gov/documents/2020/06/02/2020-12030/preventing-online-censorship)。

大統領令 13925 号 / 2020 年 5 月 28 日「オンライン検閲防止の件」

大統領令 13925 号 / 2020 年 5 月 28 日
(Executive Order 13925 of May 28, 2020)
オンライン検閲防止の件
(Preventing Online Censorship)

第 1 条 政策 言論の自由はアメリカ民主主義の基盤である (Policy. Free speech is the bedrock of American democracy) [抄訳/仮訳]

第 2 条 オンライン検閲に対する防衛 (Protections Against Online Censorship) [抄訳/仮訳]

第 3 条 言論の自由を制限するオンライン・プラットフォームを連邦納税者の金銭で財政支援することからの防衛 (Protecting Federal Taxpayer Dollars from Financing Online Platforms That Restrict Free Speech)

第 4 条 不公正もしくは虚偽的行為または慣行の連邦による見直し (Federal Review of Unfair or Deceptive Acts or Practices)

第 5 条 不公正もしくは虚偽的行為または慣行および差別禁止法の州による見直し (State Review of Unfair or Deceptive Acts or Practices and Anti-Discrimination Laws)

第 6 条 立法 (Legislation)

第 7 条 定義 (Definition)

第 8 条 総則 (General Provisions)



Donald J. Trump
THE WHITE HOUSE,
May 28, 2020.

第 1 条 政策 言論の自由はアメリカ民主主義の基盤である [抄訳/仮訳]

言論の自由はアメリカ民主主義の基盤である。インターネットにアクセスし表現することはアメ

リカ人誰もの権利である。我々は、一部の限られたプラットフォームだけがこの権利を享受することをゆるしてはならない。こうした慣行をゆるすことは、基本的に反アメリカ的であり、かつ民主主義にも反する。巨大で強力な権限を持つソーシャルメディア会社が自分らに同意しない意見を検閲するのは、危険な権限行使にあたる。最近のオンライン・プラットフォームの成長は、憲法修正 1 条の言論の自由条項を現代の通信技術にどのように適用するかで重大な疑問が湧いている。今日、多くのアメリカ人は、ソーシャルメディアその他オンライン・プラットフォームを通じてニュースを視聴し、考え方を共有している。この結果、これらプラットフォームは、21 世紀における公共の場に等しい機能を発揮している。

ツイッター、フェイスブック、インスタグラム、そしてユーチューブは、前例がないとはいえ、公共の出来事について自己の解釈に基づく演出をする、情報を検閲する、削除する、見えなくする、見る見ないをコントロールするために、巨大な力を振りかざしている。

私は、大統領として、インターネットに関する自由で開放されたディベート (議論) に関与することを言明する。こうしたディベートは、アメリカの民主主義を維持するために不可欠である。

オンライン・プラットフォームは、我々の全国規模での国民的な議論を妨害するために選別的な検閲を行っている。何万人ものアメリカ人が、オンライン・プラットフォームは、利用規約に違反していないのにもかかわらず、不適切だとしコンテンツに「旗立て (flagging)」をしている。一定の考え方を嫌い、それを排斥するために、会社のポリシーを事前通告や説明なしに変更している。また、警告を出さず、理由も示さず、不服の申出も認めずに、コンテンツやアカウントを丸ごと削除している。

ツイッターは、現在、政治的偏見をはつきりと示す方法で特定のツイート (投稿) を選別する形で警告表示をする決定をしている。報告されるように、ツイッターは、他の政治家のツイートにはそうした表示をしていないようである。驚くべきことではないにしろ、ツイッターのいわゆる「サイトの健全確保 (site integrity)」担当の社員は、自身のツイートにおいて自分の政治的偏見を誇示しているに等しい。

同時に、オンライン・プラットフォームは、この国での検閲その他アメリカ人の言論を制限するために整合性のない、不合理、根拠なしの理由をあげている。いくつかオンライン・プラットフォームは、中国のような外国政府が出したアジテーションや偽情報を拡散し、それで利益を得ている。例えば、あるアメリカの会社は、中国共産党のための検索エンジンをつくり、「人権」サーチをブラックリスト化し、ユーザーの追跡・監視をしている。他の会社は、中国政府が費用負担して、反体制派の人たちを収容所送りとし人権侵害を繰り返している事実を隠すために作成された広報を、

流している。中国は、これらのオンライン・プラットフォームを利用して、新型コロナウイルスのパンデミックの起源や香港の民主主義支持派を弱体化させるための誤情報を拡散させている。

国家として、我々は、今日のデジタル通信環境において、すべてのアメリカ人が声をあげられるべきであり、またそれができるように、多様な意見を尊重しかつ保護しなければならない。我々は、オンライン・プラットフォームに対して透明性や説明責任を求めなければならない。そして、アメリカ人の間での制限のない自由な会話や表現の自由を保護し維持するためのスタンダードと対応策を講じなければならない。

第2条 オンライン検閲に対する防御〔抄訳／仮訳〕

第a項 インターネット上で自由で開放的な議論（ディベート）を推進するための明確な基本原則を確立することは、合衆国のポリシーである。通信品位法（CDA）230条c項が認めた通信を免責とする基本原則がよく知られている。この免責の範囲が明確にされるべきことは合衆国のポリシーである。免責は、当初想定されていたユーザーに自由で開放的な言論のためのフォーラム（交流の場）を提供する目的に限定されるべきである。しかし、現実には、免責は、一定の見解を検閲することにより自由で開放的な議論（ディベート）を虚偽または当初想定していなかった方向に導くための権限として利用されている。

CDA230条c項は、オンライン・プラットフォームが、他人が投稿したコンテンツに対するアクセスを制限する場合には、名誉毀損を原因とする不法行為請求上、そのコンテンツのすべてにつき「発行者（publisher）」になるとする初期の裁判例に対処することが狙いであった。CDA230条c項は、オンライン・プラットフォーム〔法文上は、双方向コンピュータ・サービス〕が、有害なコンテンツを「善意で遮断（Good Samaritan's blocking）」する場合には発行者として責任を負うことはないことを明記し、免責特典を明確にしたものである。とりわけ、連邦議会は、未成年者に限ってこうした制限措置および免責を認めたものである。こうした法律で認められた免責特典は当初想定された範囲で解釈・適用されるべきである。加えて、連邦議会は、CDA230条制定時に、立法趣旨説明で、インターネットが「政治論議の真の多様性のための公共の場（forum for a true diversity of political discourse）」（230条a項3号）となるように求めている。

CDA230条c項が、オンライン・プラットフォームに対して「善意で遮断」を認めるのは、「民事責任（civil liability）」についてであり、しかも「わいせつな（obscene）、みだら（lewd）、挑発的（lascivious）、不潔（filthy）、過度に暴力的（excessive violent）、嫌がらせ（harassing）

またはその他不快で好ましくない（otherwise objectionable）」コンテンツに限定される。法律が認める免責の範囲について曲解してはならない。オンライン・プラットフォームが、こうした法認された限界を超えてコンテンツを遮断する場合には、名誉毀損に対する民事責任の制限免除の特典（230条c項2号A）は失われ、伝統的な編集者（editor）または発行者（publisher）として扱われるべきである。

第b項〔要旨〕 第a項に規定された政策を推進するために、商務長官は本大統領令の発出日から60日以内に、司法長官と協議のうえ、国家電気通信情報局（NTIA）を通じて行動し、連邦通信委員会（FCC）に規則作成の嘆願書を提出し、FCCが規制を迅速に提案するよう要請する。

第3条 言論の自由を制限するオンライン・プラットフォームを連邦納税者の金銭で財政支援することからの防御〔要旨〕

第a項 第各連邦行政機関の長は、オンライン・プラットフォームへの広報掲載や市場調査で支払った支出額をレビューし、その支出削減を検討すること。

第b項 各機関の長は、この命令から30日以内に、大統領府にある予算管理局長（Director of OMB）に調査結果を報告すること。

第c項 司法省（DOJ）が、各オンライン・プラットフォームが課した言論制限を主張分野ごとに分析すること。そのうえで、オンライン・プラットフォームが、差別、虚偽、消費者詐欺その他悪質な慣行が理由で政府の言動にとっての問題媒体になっていないかどうかを評価すること。

第4条 不公正もしくは虚偽的行為または慣行の連邦による見直し〔要旨〕

第4条は、オンライン・プラットフォームによる不公正または虚偽的行為や慣行に対し、連邦政府、とくに連邦取引委員会（FTC）に報告させ、禁止措置を取らせるというものである。その概要（要旨）は、次のとおりである。

第a項 ツイッターやフェイスブックのような巨大オンライン・プラットフォームは、言論やアイデアの自由な流通を促すことを口実に、憲法で保障された言論を制限すべきではない。

第b項 2019年5月に、ホワイトハウスは、IT企業偏見報告システム（Tech Bias Reporting）を立ち上げ、オンライン検閲を報告できるようにした。数週間で、ユーザーが投稿した政治的主張に対して、オンライン・プラットフォームが偏見に基づいて取られた検閲その他の行為に対する苦情は1万6,000件にも及んだ。ホワイトハウスは、これらの苦情を司法省（DOJ）や連邦取引委員会（FTC）に送った。

第c項 FTCは、不公正または虚偽的行為や慣

行にあたらぬかどうかを含め分析し、必要な措置を講じる。

第d項 FTCは、とりわけ巨大オンライン・プラットフォーム（ツイッターのようはSNSプラットフォームを含む。）に対する苦情を分析し、法令違反を摘発し、分析結果を報告書にまとめ、公表する。

第5条 不公正もしくは虚偽的行為または慣行および差別禁止法の州による見直し〔要旨〕

司法長官は、オンライン・プラットフォームに対して不公正または虚偽的行為または慣行への関与を禁止する州法の執行に関する作業部会を立ち上げる。この作業部会は、オンライン・プラットフォームに対して不公正または虚偽的行為または慣行への関与を禁止するモデル法をつくり、各州への立法を促す。この作業部会は、各州の司法長官と協議を重ねる。

第6条 立法 (Legislation)、

第7条 定義 (Definition)、

第8条 総則 (General Provisions)〔要旨〕

司法長官がこの大統領令の政策目標推進のための連邦法案作成を検討するように求めるもの。

(清水) なかなか面白いところを突いていますね。アメリカは中国とは違う！ SNSを運営するツイッター社とかフェイスブック社に、免責特権をばく奪するぞ、との脅しもすごいですね。大統領令って、どんな書き方をしているのか、はじめて知りました。

(石村) この大統領令を発した後、同じ日に次のようにツイートをしています。

Big Tech is doing everything in their very considerable power to CENSOR in advance of the 2020 Election. If that happens, we no longer have our freedom. I will never let it happen! They tried hard in 2016, and lost. Now they are going absolutely CRAZY. Stay Tuned!!! — Donald J. Trump (@realDonaldTrump) May 28, 2020

巨大ITは、2020年選挙についてかなりの力を使ってすべてに事前検閲をやっている。こんなことでは、我々には自由がなくなる。連中は2016年にも懸念にやった。でも負けた。連中はもう絶対に狂ってる。乞う期待!!!

(清水) まあ、稚拙と言っては何ですが、常軌を逸している感じもしますね。

(石村) このツイートはともかく、トランプ流

の大統領令の書き方は、かなり過激だと思います。ただ、わが国でも同じような問題があると思います。けれども、役人も研究者も、「統治行為 (political question)」一点張り、`高度の政治性、を有する問題であり、役所立法 (閣法) にはなじまない、という `逃げ、の姿勢ですね。IT企業にいたっては、政府の手先そのもので、「言論の自由を護ろう」といった気概はまったく感じられませんからね。だから、`ITハイエナ、などと揶揄されるのでしょうか。

(清水) いずれは、`政治的投稿のモデレート (投稿監視) をどうするか、は、今後わが国でも重い課題になる、と思います。

(石村) `対岸の火事、とは言ってはられないですね。

◆大統領令を受けた動き① 連邦司法省報告書

(清水) 政治的投稿のモデレート (投稿監視) の問題は、2020年5月28日の大統領令13925号「オンライン検閲防止の件」で決着がついていないですね。大統領令後の動きについて、紹介してください。

(石村) わかりました。1つは、2020年6月17日に公表された「連邦司法省報告書」です (<https://www.justice.gov/opa/pr/justice-department-issues-recommendations-section-230-reform>)。この報告書では、通信品位法 (CDA) 230条c項の改正について、次のような答申 (recommendations) をしています (Communications Act of 1934)」を改正する「1996年電気通信法 (<https://www.justice.gov/file/1319331/download>)。

通信品位法 (CDA) 230条c項改正に関する連邦司法省報告書

オンライン・プラットフォームへの免責の維持と違法コンテンツ処理へのインセンティブの付与 (Incentivizing online platforms to address illicit content)

① SNSのプロバイダであるオンライン・プラットフォーム (例えば、ツイッター社、グーグル社など) に違法なネット投稿の処理を奨励するために、オンライン・プラットフォームへのCDA230条c項の免責を、基本的にはこれまでどおり維持すべきである。そのうえで、オンライン・プラットフォームが連邦刑法に違反する第三者のコンテンツを故意に促進する事例や

プラットフォームサービス上の犯罪的なコンテンツを意図的に見逃がす事例においては、免責を認めないものとすべきである。②次のような特定事例に対する一部免責除外 (case-specific carve out) の仕組みを検討すべきである。例えば、(i) オンライン・プラットフォームが、コンテンツ (投稿) が連邦刑法に違反していると認識している場合で、合理的な期間内にそのコンテンツに対しいかなる対応も行わないとき、または、(ii) オンライン・プラットフォームに対して、裁判所が問題のコンテンツは違法であるとの判決をくださったにもかかわらず、当該プラットフォームが何ら必要な対応を行わない場合。

②230条e項が、2018年の改正により人身取引に一定範囲で免責を認めないとしたのと同様に、児童性虐待、テロリズムやサイバー・ストーキングに関する言論にも免責を認めるべきではない。

これらの改正は、最悪のオンライン犯罪から犠牲者を救済することを可能にする最初のステップとなると思われる。

開かれた対話とより大きな透明性を推進すること

自由で開かれたオンラインでの対話を推進し、プラットフォームとユーザーとの間での透明性をより高めるために、CDA230条c項の原点に立ち返り、その本来の目的を復活させるための改正をすべきである。2号Aの①「その他不快で好ましくない (otherwise objectionable)」の文言は、曖昧で概括的である。オンライン・プラットフォームが、コンテンツを恣意的に削除するためにこの文言が利用されないよう、これに制限するための変更を加えるべきである。②「誠実に (good faith)」の文言の定義規定をおくとともに、法執行を妨害する、または他者に対する緊急の危害を加える場合を除く旨をはっきり規定すべきである。③CDA230条は、一部のコンテンツを削除する場合でも、オンライン・プラットフォームに対して、全てのコンテンツに責任を負わせようとする裁判所の判決を覆すために制定された。報告書の答申に従い、仮に同条の免責の範囲を狭めても、オンライン・プラットフォームに、当該判決を基準とした責任が復活することがないように規定を置いて確認すべきである。

民事執行に対する免責の不適用

連邦政府が違法な活動から市民を護れる能力を高められるように、連邦刑法適用の事例だけでなく、政府による民事執行が行われる事例にも、オンライン・プラットフォームに対するCDA230条e項の免責が適用されないことを明確にすべきである。

競争維持のために反トラスト法違反事件に対する免責の不適用

連邦反トラスト法 (独禁法) は、支配的な地位にある企業に、競争を損なう行為を禁止する。いくつもの反トラスト法違反事例において、巨大オ

ンライン・プラットフォームは、CDA230条を理由に免責を主張した。しかし、反トラスト法違反事例では、競争を損なう行為の責任が問われるのであって、第三者の言論が問題となるのではない。したがって、こうした事例には、CDA230条の免責は認められないこととすべきである。

(石村) その後も、連邦司法省 (DOJ) は、通信品位法 (CDA) 230条の改正問題に取り組んでいません。2020年9月23日には、改正原案 (Proposed Section 230 Legislation) を公表しています (<https://www.justice.gov/opa/pr/justice-department-unveils-proposed-section-230-legislation>)。

(清水) その後、政権交代がありましたからね。

(石村) そうですね。連邦司法省のトップも政治任用で交代しました。

(清水) バイデン大統領も連邦議会民主党も、通信品位法 (CDA) 230条の改正は必要とのスタンスですよ？

(石村) そうです。ただ、トランプ前大統領とは考え方が違います。連邦議会民主党も、通信品位法 (CDA) 230条c項の廃止は考えていないようです。

◆通信品位法 (CDA) 230条c項改正を占う

(清水) 通信品位法 (CDA) は、本来、インターネット上の情報の自由な流通を有用視し、ネット上の郵便局のような役目を果たしているプロバイダ/オンライン・プラットフォーム企業の自主的な交通整理に期待するという、シンプルなルールを規定した法律です。

(石村) そうですね。ある意味では、伝統的な「言論の自由市場」のなかで切磋琢磨して「真実」が判断される、という「信仰」、原理主義、に近い考え方に基づいていますね。ところが、リアル空間以上に、ネット/オンライン空間での情報流通が爆発的に増加しました。しかも、その情報が考えられないほど強大な影響力を持つようになりました。ありもしない情報を垂れ流したり、一般の人たちをおったり、悪影響も次第に無視できなくなってしまうました。これまでの「言論の自由市場」の力に期待することが、アメリカでも難しくなってきたということだと思います。

(清水) 中国とかとは異なり、アメリカは、国家がプロバイダになって情報の交通整理をするわけにはいきませんからね。バイデン新政権による通信品位法 (CDA) 230条の改正の動きには、目

を離せませんね。

◆わが国プロ責法改正と言論の自由

(石村) わが国でもプロ責法が改正されます。ただ、改正内容は、小粒です。プロバイダによる発信者／投稿者のフェイクな政治的な発言の削除などについてはまったく枠外です。

(清水) そうですね。ソーシャルメディアがネット上に築いたプラットフォームにおいて流通する情報については、投稿の削除（送信防止措置）のほかに、他人を匿名で誹謗中傷した犯人探しのための被害者からの発信者（投稿者）情報の開示請求の問題、裁判手続の簡素化などが中心ですね。

(石村) ただ、わが国の場合は、法律改正は、役人主導で、国会議員主導ではないですね。議員立法一辺倒のアメリカとか違います。

(清水) わが国では、役人が現行のプロバイダ責任制限法を見直そうという「官製の機運」をつくり、役人が改正法案（閣法／役所主導立法）をまとめて、国会議員に賛同をお願いします・・・という言い方が正しいのかもしれないですね。

(石村) いずれにせよ、今回、わが国で見直しの対象となっているのは、SNSのようなソーシャルメディアのプラットフォームに匿名で他のユーザーを誹謗中傷した投稿者の身元情報の開示問題に限定されていますからね。

(清水) わが国では、この分野での役所主導立法をする総務省も意図的に政治家などの政治的な言論投稿問題にはふれないようにしている感じがしますね。しかし、いつまでも、この問題を放っておくわけにはいかないと思いますが。

(石村) 今後、国民投票法との関係などで、ソーシャルメディアの投稿／ツイート規制などの問題が顕在化してくるかもしれませんね。

(清水) 国民投票法は、賛成や反対の働きかけをする選挙運動に相当する部分について、ほとんど何も規制していません。通常の選挙は寝た子を起すなと制限ばかりなのに対して、国民投票は資金規制も何もなしのやりたい放題で結構、フェイク・ツイートも大歓迎といった感じです。

(石村) 対抗言論が可能といっても、やはり有名人のツイートの影響力は無視できないように思います。

(清水) 比較できる状況が保障されないなら、対抗言論や多様性といっても意味がありませんね。

(石村) しかもフェイク・ツイートが結果に大きな影響を与えた場合、事後の検証でフェイクと判

明しても手遅れです。

(清水) ただ SNS に関していえば、すでに一定の嗜好に基づいて検索するところからスタートするようにも思いますし、反論も集約されることで目に触れやすくなる部分があります。他方でリアルでもネットでも、広告がほとんど野放しなのは大きな問題です。

(石村) 国民投票法でネット規制を総務省が実施したりするのでしょうか？

(清水) 資金の潤沢な政府与党は、戸別訪問やメールといったゲリラ活動は制限したがりません。それに対して SNS などのデジタル・プラットフォームは、コミュニケーションツールであると同時に広告媒体です。広告料で圧倒できる与党側は規制に反対でしょう。しかし、主要な媒体や SNS の寡占状況は、表現の自由を超えて、「言論の自由市場」を「寡占市場」に変え、多くの個人の知る権利を侵害します。

(石村) この点に限っては、広告収入で成り立つメディアの自主規制を期待するのは難しそうですね。

(清水) 賛成・反対の広告に同じ程度に触れられるように、国民投票広報協議会（同法 11 条）のもとで総量・総額規制が行われることを法定するのが大前提でしょう。表現の自由は民主的な意思決定・政治参加の土台になるからこそ、優越的なものとみなされているのですから。

(石村) まだまだ、話足りない感じです。しかし、時間がきてしまいました。今回は、アメリカの通信品位法（CDA）とはどういう法律か、そしてわが国のプロ責法とはどう違うのか、さらには、ネットにおける不規則発言、フェイク情報などに対して、私たち市民はどのような適正化の仕組みを考えたらいいのかなど、多岐にわたりました。わが国とアメリカでは国情が違います。ただ、一步誤ると、この国の形は「中国、のようになりかねないわけ」です。わが国では、国民番号であるマイナンバーを汎用し、国民をマスターキーで情報監視する動きは急です。役人は、国家がプロバイダになってネット監視することで、ビッグブラザー（データ監視国家）を現実のものにできます。私たちは、アメリカの通信品位法（CDA）改正の動きを注意深く点検する必要があります。「言論の自由市場」を護る必要があります。市民運動などにも大きな影響が及びます。アメリカの動きは、「対岸の火事、とってははいられません。

清水先生、ご多用の折、時間を割いていただきありがとうございました。

最新のプライバシーニュース

総務省・ジェイリス/J-LISによる危ない「顔認証情報狩り」の「罠」に注意しよう！

(CNNニュース編集部)

◆総務省/J-LISの悪巧み？ ～QRコードスマホ申請書を、マイナンバーカード未取得者約8,000万人に発送

地方公共団体国情報システム機構（ジェイリス/J-LIS）は、菅政権の「背番号（マイナンバー）入れ墨大作戦」、国指定マスターキー（マイナンバー）による国民監視大作戦、に国民を総動員し、参加をおおっている。その一環として、ジェイリス/J-LISは、20年11月末から、「マイナンバーカード交付申請のご案内」を、マイナンバーカード未取得者約8,000万人に発送し始めた。発送開始当時の20年11月現在、マイナカード取得者は、全国民の20%（2,900万枚）程度。

この案内では、スマートフォン（スマホ）でも、簡単にマイナンバーカードの取得申請ができるとのPR。だが、QRコードを読み取ってするスマホ申請では、生涯不変の顔認証データを、自動的に国に提供する「トラップ/罠」が仕掛けられている。提供した顔認証データをその後どう取り扱うのかについては、まったく説明がない。人権侵害につながる目的外利用が大いに危惧される。

◆国家による危険な生体認証情報狩り

この手続は、簡単に説明すると、次のとおりである。
<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse-smartphone/>

賢い人なら、国の役人による、配下のジェイリス/J-LISを使った「国民の顔認証情報を裏口入手、国家管理が狙い」だと、すぐ気が付くはずだ。サーバーにストックされた生涯不変の顔認証データの使い方が大いに気になる。

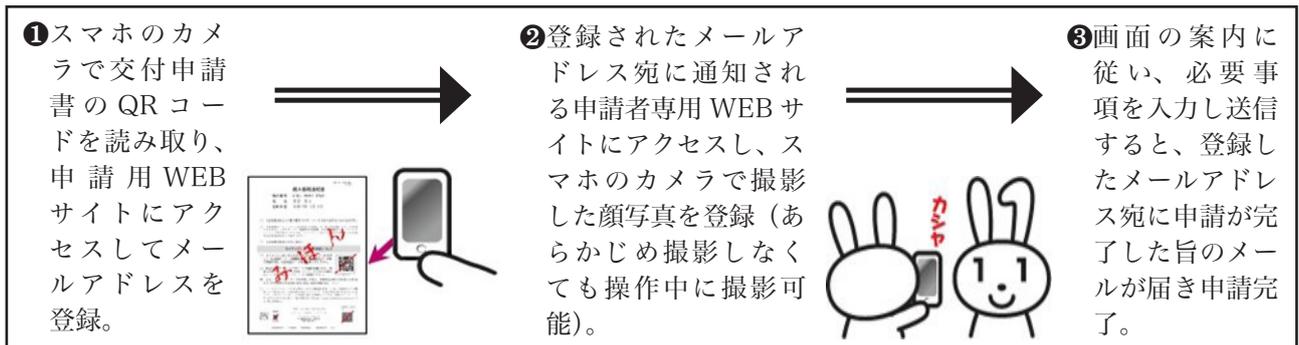
◆インドで実証実験を重ねたわが国IT企業

このオンライン生体認証式国民監視システムは、早くからNECやパナソニックなど日本のIT企業が実用化している。こうした政策実施の背後では、「IT利権」がうごめいている。全国民の究極のセンシティブ情報（人格権）を「儲け」につなげようとする不純な動機に基づく。

生体認証式背番号カード制といえば、インドの「アダードール(Aadharr)」がある。アダードールでは、国民監視のための生体認証データとしては、12



インドのアダードール 顔や目の虹彩の採取現場 (Public Use)



桁の背番号+本人の顔面+目の虹彩+10本の指の指紋を使う。

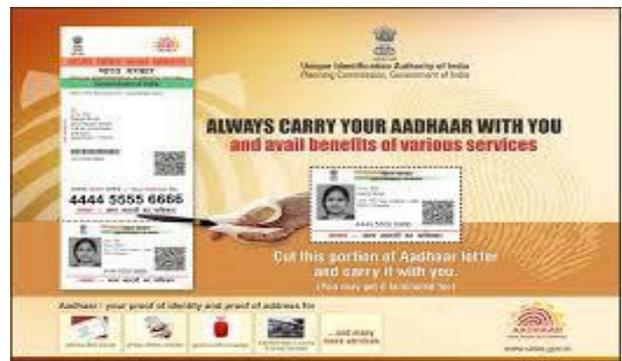
申請は、原則任意だ。しかし、福祉の受給にはカード取得は必須である。申請には、生体情報を含む、次のような個人情報の提出を求められる。

① 身元確認のための個人情報
【必須】氏名・住所・生年月日（年齢）・性別【選択】携帯電話番号・電子メールアドレス
② 生体情報
【必須】顔面・10本の指の指紋・2つの目の虹彩
③ 5歳以下の子どもの場合
上記①・②+両親/保護者の氏名

インドでは、自宅に電話回線やWi-Fiなし、パソコンやスマホも持っていない住民も多い。そこで、多くの人たちは、申請が済むと、近くのネットカフェに行く。そこで、政府のアーダールウェブサイトアクセスする。ウェブサイトに、自分

の特定個人情報を打ち込んで、プリンターで「アーダールレター」をプリントアウトすることになる。

プリントアウトした後、アーダールレターの下部分をはさみで切り取れば、紙製のアーダールカードとして持ち歩ける。インドでは、わが国のマイナンバーカードのようなICカードは発行していない。QRコード付きの紙製の通知カード(わが国では廃止を決定)を使っている。住所のない人、仮に住所があっても郵便事情が悪くICカードは発行しても、本人に届けるのが至難だからである。それに、スマホ全盛時代にICカードは時代遅れなこともある。QRコードを使えば、オンラインで双方向のコンタクトも容易にできるからである。



アーダールレター切り取り使用のPR (Public Use)

SCAN AADHAAR CARD QR CODE GET ALL DETAIL



बिना आधार कार्ड के सारी जानकारी आपके फ़ोन पर बस QR कोड स्कैन करे

アーダールはQRコードが核 (Public Use)



アーダールレターのサンプル (Public Use)



アーダールレター (Hindustan Times, Public Use)

実は、インドでのアーダール（生体認証式背番号カード制）導入は、日本のIT企業の協力で実現した制度である。(CNN ニュース 91号) <http://www.pij-web.net/cnn/CNN-91.pdf>。わが国でのマイナンバーカードのQRコードを使ったスマホ申請の仕組み、さらには、わが厚労省の顔認証データのマイナンバー管理計画は、インドなどでの実証実験が生かされているとみてよい。いわば「アーダールの日本版」の裏口導入とみてとれる。

インドではやっていいことでも、人権を大事にするように求められるわが国ではやってはいけな

ちょっと待った!!

住基ネット訴訟最高裁 2008（平成 20）年 3 月 6 日合憲判決（民集 62 卷 3 号 665 頁）のポイントと政府のデータ監視収容所列島化政策上の対応

最高裁は、住基ネットについて、「システム上、住基カード内に記録された住民票コード等の本人確認情報が行政サービスを提供した行政機関のコンピュータに残る仕組みになっておらず、個人のプライバシーを侵害していないので合憲である、と判断した。

この判決を受けて、政府は、マイナンバー制度が憲法違反となるのを避けるために、次のような方針を打ち出し、マイナポータル（情報連携基盤）の制度設計をしている。

- ①情報連携（データ照合）の対象となる個人情報については、情報保有機関のデータベースによる分散管理にすること。
- ②情報連携の手段としては、「民－民－官」で広く利用されるマスターキーである 12 桁の「番号」を直接用いないこと。代わりに、当該個人を特定するための情報連携基盤等および情報保有機関のみで用いる符号（マイナンバー IC カードに内蔵されている電子証明書の発行番号／シリアル番号）を用いること。
- ③符号を「番号」から推測できないような措置を講じること。

このように、政府は、マイナポータル（政府プラットフォーム）を使ったデータ照合（情報連携）には、12 桁の個人番号／マイナンバーを直接使っていない。代わりに、個人を識別する ID としては、符号（マイナンバー IC カードに内蔵されている電

子証明書の発行番号／シリアル番号）を使っている。官民のデータベースをリンクして個人データを利用する④マイナポイント制度、マイナ IC カードの⑤健康保険証利用や⑥介護保険証利用、さらには⑦運転免許証利用にも、この符号を使う。全国民にマイナンバー IC カードを持たせようとしている理由でもある。

パソコン（PC）からスマホやタブレットのような移動（モバイル）端末全盛の時代に入っている。パソコンと違い、スマホでは、IC カードリーダーを接続することができない。当然、電子証明書の入った IC カードは読み込めない。そこで、2022 年度中に、申請者がマイナカードの取得をした上で電子証明書を直接スマホに入れられる方式も、今般のデジタル改革関連法案に盛り込まれた。つまり、マイナンバー IC カードは、すでにガラパゴス化（陳腐化）してきているわけである。ただ、今回、ジェイリス/J-LIS が、8000 万人に郵送した「マイナンバーカード交付申請のご案内」は、陳腐化寸前の IC カードの申請である。スマホ申請では、申請者に顔認証情報の提出を求め、本人確認をする。しかし、申請者がジェイリス/J-LIS に提出した顔認証情報の取扱いは不透明である。また、スマホの位置情報確認機能と、スマホに格納されたマイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号による個人識別により、当局が、市民一人ひとりの生活や行動を逐一監視するツールに大化けしないと限らない。

いことがある。このことを、IT 企業は心しないといけない。政府も同じである。

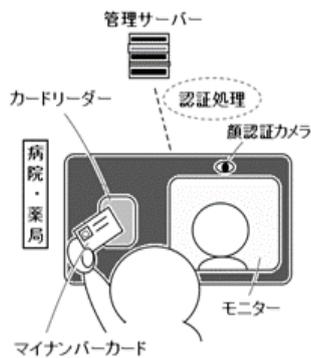
◆ M システム、の構築 ～顔認証情報の裏口収集に向けた医療機関の総動員

別口の「顔認証情報入手計画」もある。政府・厚労省の医療機関を総動員した国民の顔認証情報入手計画である。この計画については、すでに CNN ニュース 101 号で紹介した。この計画は、医療機関や薬局を総動員するものである。顔認証機能付き IC カードリーダーを使い、患者のマイナンバーカード内の IC チップに内蔵された符号を読み込み、オンライン資格確認を行う全国的なシステムをつくるというものである。このマイナンバーカードを使ったオンライン顔認証式保険資格

確認システムは、いわば「全国的な生体認証式国民監視カメラシステム網」を構築するようなものだ。公道に設置されている N システムならぬ、M システム、を新たに設置するに等しい。

総額で 1,000 億円を超える国費を投じてシステムの整備、全国 22 万カ所の医療機関や薬局の窓口 IC カードリーダーを設置する。そして、原則、患者本人がカードをかざして情報を読みとらせる。保険資格確認用のサーバーで照合するとともに、カードの顔写真で本人確認も行う仕組みだ。1 台 9 万円もするカードリーダーは無償だが、医療機関側は、この仕組みの導入にかかった費用の 4 分の 1 程度の自己負担を強いられる。

生体情報は、生涯不変の情報である。漏れたり、悪用されたら取り返しがつかないこともなる。こうした監視ツール、人権侵害ツールを全国 22 万カ所に設置するのは、常時国民の基本的な人権、プライ



オンライン顔認証式マイナンバーカード使用保険資格確認システム

プライバシー権を侵害し、憲法違反である。

政府の狙いは、「マイナンバー（背番号）＋顔（生体）認証情報」を使った国民監視システム」づくりに、医療機関などを総動員することにある。

医療機関は、健康

保険証に替えて、患者の人権を蝕むオンラインの生体認証式監視カメラシステムを設置するかどうかは任意である。また、カードリーダーを設置したかどうかにかかわらず、これまでどおり健康保険証で診療することができる。21年5月からは、保険証番号でのオンライン資格確認が始まる。個人情報の詰まったマイナンバーカードを、医療機関が取り扱う必要はなくなる。立ち止まって、今一度、政府が進めるオンラインの生体認証式保険資格確認システムの是非を、患者の人権保護の面から、よく考えて欲しい。

日本医師会は、医療機関という「信用」をバックに患者／国民の「生体認証情報」を本人の明確な同意を得ないで釣りに上げようとする政府・厚労省の悪巧みを見抜けないのだろうか。医療機関が「背番号＋顔認証情報で全国民を監視する国家」づくりに協力することで、私たち患者・国民の基本的な人権が蝕まれるのは由々しいことである。再考すべきである。

国家に睨まれた市民は、医療機関で裏口収集した顔認証データを、形だけの手続をとって国中の監視カメラ網に垂れ流しされるのではないか。

◆待ったなしの国家による生体認証情報の裏口入手規制

アメリカでは、近年、生体認証情報収集・利用の法規制を強めている。本人の同意のない提供の強制や公的利用は禁止されてきている（CNN ニュース 99号参照 <http://www.pij-web.net/cnn/CNN-99.pdf>）。生体認証情報を収集するにあたり、事前に本人に利用目的、収集と保存の期間を通知し、個別に同意を得ていること（オプト・イン方式）を要件としている。つまり、嫌な人は個別に申し出て収集に協力しなくともよいとするやり方（オプトアウト方式）は違法とされる。EU（欧州連合）も、同じような方向だ。わが国は、先進諸国の生体認証のプライバシー保護の作法を学ぶべきである。

私たち国民は、スマホ／QRコード／生体認証情報を使ったマイナンバー申請の悪巧みに注意しよう。政府は、こんな狡猾な手段で、国民の顔認証情報を裏口入手してはいけない。

東京都渋谷区が採用するLINEによる住民票の写し等の申請システムでは、セキュリティに、マイナンバーカードに搭載された公開鍵（PKI）は使わない。代わりに、「eKYC (electronic Know Your Customer)」という精度の高いAI顔認証方式を採用する。この点については、本号（CNN ニュース 105号）の他のニュースでふれた。この場合も、自治体が関与する生体認証情報の収集・利用を野放しにしておいてよいのかどうか問われている。国だけでなく、自治体レベルでも、人権保護のために、生涯不変の生体認証情報の収集・利用規制は待ったなしである。

まさに、国民の人権が護られてはじめてデジタル化はゆるされるのである。

プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ)
 東京都豊島区西池袋3-25-15 IBビル10F 〒171-0021
 Tel/Fax : 03-3985-4590 Eメール : wagatsuma@pij-web.net
 編集・発行人 中村克己
 Published by
 Privacy International Japan (PIJ)
 IB Bldg. 10F, 3-25-15 Nishi-ikebukuro
 Toshima-ku, Tokyo, 171-0021, Japan
 President Koji ISHIMURA
 Tel/Fax +81-3-3985-4590
<http://www.pij-web.net>
2021.4.10 発行 CNN ニュース No.105

編集及び発行人

入会のご案内
 季刊・CNN ニュースは、PIJの会員（年間費1万円）の方にお送りしています。入会はPIJの口座にお振込み下さい。
 郵便振込口座番号
 00140-4-169829
 ピー・アイ・ジェー (PIJ)

NetWorkのつぶやき
 ・人権・倫理なしのデジタル国家総動員体制づくりの菅首相、その長男は総務省とのズブズブの関係。人権とデジタルに強い野党がないと、この国は、人権を喰うITハイエナがバッコする収容所列島に大化けの危惧も。(N)